

○厚生労働省告示第八十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十一年十月一日から適用する。

平成三十一年三月二十五日

厚生労働大臣 根本 匠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 介護給付費等単位数表</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>1 居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>249単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>393単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>571単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>652単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>734単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>815単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>896単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>249単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>393単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>571単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>652単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>734単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>815単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>896単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算した単位数</p> <p>ハ 家事援助が中心である場合</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 <u>232単位</u></p>	<p>別表 介護給付費等単位数表</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>1 居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>248単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>392単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>570単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>651単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>732単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>813単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>894単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>248単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>392単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>570単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>651単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>732単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>813単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>894単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算した単位数</p> <p>ハ 家事援助が中心である場合</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 <u>231単位</u></p>

- (5) 所要時間 1 時間15分以上 1 時間30分未満の場合 268単位
- (6) 所要時間 1 時間30分以上の場合 302単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに34単位を加算した単位数
- ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合
- (1)・(2) (略)
- (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 268単位
- (4) 所要時間 1 時間30分以上の場合 336単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに68単位を加算した単位数
- ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合
98単位

注 1～4 (略)

5 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間 3 時間以上の場合 633単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに84単位を加算した単位数

6 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、

- (5) 所要時間 1 時間15分以上 1 時間30分未満の場合 267単位
- (6) 所要時間 1 時間30分以上の場合 301単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに34単位を加算した単位数
- ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合
- (1)・(2) (略)
- (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 267単位
- (4) 所要時間 1 時間30分以上の場合 335単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに68単位を加算した単位数
- ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合
98単位

注 1～4 (略)

5 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間 3 時間以上の場合 632単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに84単位を加算した単位数

6 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、

次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 633単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに84単位を加算した単位数

7～15 (略)

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4の2までによ

次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 632単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに84単位を加算した単位数

7～15 (略)

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の303に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4の2までによ

り算定した単位数の1000分の220に相当する単位数
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数
ニ・ホ (略)

6 (略)

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下この第2、第3及び第4において同じ。）時における移動中の介護を行った場合

(1)・(2) (略)

- | | |
|----------------------------|----------|
| (3) 所要時間 1時間30分以上 2時間未満の場合 | 366単位 |
| (4) 所要時間 2時間以上 2時間30分未満の場合 | 457単位 |
| (5) 所要時間 2時間30分以上 3時間未満の場合 | 549単位 |
| (6) 所要時間 3時間以上 3時間30分未満の場合 | 639単位 |
| (7) 所要時間 3時間30分以上 4時間未満の場合 | 731単位 |
| (8) 所要時間 4時間以上 8時間未満の場合 | 816単位に所要 |

り算定した単位数の1000分の221に相当する単位数
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数
ニ・ホ (略)

6 (略)

(新設)

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下同じ。）時における移動中の介護を行った場合

(1)・(2) (略)

- | | |
|----------------------------|----------|
| (3) 所要時間 1時間30分以上 2時間未満の場合 | 365単位 |
| (4) 所要時間 2時間以上 2時間30分未満の場合 | 456単位 |
| (5) 所要時間 2時間30分以上 3時間未満の場合 | 548単位 |
| (6) 所要時間 3時間以上 3時間30分未満の場合 | 638単位 |
| (7) 所要時間 3時間30分以上 4時間未満の場合 | 730単位 |
| (8) 所要時間 4時間以上 8時間未満の場合 | 815単位に所要 |

時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を
加算した単位数

- (9) 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,496単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を
加算した単位数
- (10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,171単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を
加算した単位数
- (11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,817単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を
加算した単位数
- (12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,499単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を
加算した単位数

ロ 医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、同条第 2 項に規定する診療所若しくは同法第 2 条第 1 項に規定する助産所又は介護保険法（平成 9 年法律第 12 3号）第 8 条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「病院等」という。）に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合

(1)・(2) (略)

- (3) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 366単位
- (4) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 457単位
- (5) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 549単位
- (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 639単位
- (7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 731単位
- (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 816単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を
加算した単位数

時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を
加算した単位数

- (9) 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,495単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を
加算した単位数
- (10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,170単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を
加算した単位数
- (11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,816単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を
加算した単位数
- (12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,498単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を
加算した単位数

ロ 医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、同条第 2 項に規定する診療所若しくは同法第 2 条第 1 項に規定する助産所又は介護保険法（平成 9 年法律第 12 3号）第 8 条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「病院等」という。）に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合

(1)・(2) (略)

- (3) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 365単位
- (4) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 456単位
- (5) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 548単位
- (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 638単位
- (7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 730単位
- (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 815単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を
加算した単位数

- (9) 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,496単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,171単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数
- (11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,817単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数
- (12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,499単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

注 1～12 (略)

2～5の2 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の191に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5の2までによ

- (9) 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,495単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,170単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数
- (11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,816単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数
- (12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,498単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

注 1～12 (略)

2～5の2 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の192に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5の2までによ

り算定した単位数の1000分の77に相当する単位数

ニ・ホ (略)

7 (略)

8 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ (略)

ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 292単位

ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 421単位

ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 485単位

ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 548単位

ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 611単位

ト 所要時間3時間以上の場合 674単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに63単位を加算した単位数

注1～10 (略)

2～4 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

り算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

ニ・ホ (略)

7 (略)

(新設)

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ (略)

ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 291単位

ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 420単位

ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 484単位

ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 547単位

ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 610単位

ト 所要時間3時間以上の場合 673単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに63単位を加算した単位数

注1～10 (略)

2～4 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の220に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から4までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数

ニ・ホ (略)

6 (略)

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の303に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から4までにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

ニ・ホ (略)

6 (略)

(新設)

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

イ	所要時間30分未満の場合	<u>255単位</u>
ロ	所要時間30分以上 1 時間未満の場合	<u>403単位</u>
ハ	所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	<u>587単位</u>
ニ	所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合	<u>735単位</u>
ホ	所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合	<u>884単位</u>
へ	所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合	<u>1,032単位</u>
ト	所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合	<u>1,182単位</u>
チ	所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合	<u>1,330単位</u>
リ	所要時間 4 時間以上 4 時間30分未満の場合	<u>1,480単位</u>
ヌ	所要時間 4 時間30分以上 5 時間未満の場合	<u>1,628単位</u>
ル	所要時間 5 時間以上 5 時間30分未満の場合	<u>1,777単位</u>
ヲ	所要時間 5 時間30分以上 6 時間未満の場合	<u>1,925単位</u>
ワ	所要時間 6 時間以上 6 時間30分未満の場合	<u>2,075単位</u>
カ	所要時間 6 時間30分以上 7 時間未満の場合	<u>2,223単位</u>
コ	所要時間 7 時間以上 7 時間30分未満の場合	<u>2,373単位</u>
タ	所要時間 7 時間30分以上の場合	<u>2,520単位</u>

注 1～9 (略)

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の250に相当する単位数

イ	所要時間30分未満の場合	<u>254単位</u>
ロ	所要時間30分以上 1 時間未満の場合	<u>402単位</u>
ハ	所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	<u>586単位</u>
ニ	所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合	<u>733単位</u>
ホ	所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合	<u>882単位</u>
へ	所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合	<u>1,030単位</u>
ト	所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合	<u>1,179単位</u>
チ	所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合	<u>1,327単位</u>
リ	所要時間 4 時間以上 4 時間30分未満の場合	<u>1,477単位</u>
ヌ	所要時間 4 時間30分以上 5 時間未満の場合	<u>1,624単位</u>
ル	所要時間 5 時間以上 5 時間30分未満の場合	<u>1,773単位</u>
ヲ	所要時間 5 時間30分以上 6 時間未満の場合	<u>1,921単位</u>
ワ	所要時間 6 時間以上 6 時間30分未満の場合	<u>2,070単位</u>
カ	所要時間 6 時間30分以上 7 時間未満の場合	<u>2,218単位</u>
コ	所要時間 7 時間以上 7 時間30分未満の場合	<u>2,368単位</u>
タ	所要時間 7 時間30分以上の場合	<u>2,514単位</u>

注 1～9 (略)

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の254に相当する単位数

- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
- ニ・ホ (略)

6 (略)

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数

第5 療養介護

1 療養介護サービス費（1日につき）

イ 療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費(Ⅰ)

- (一) 利用定員が40人以下 948単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 922単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 875単位
- (四) 利用定員が81人以上 838単位

(2) 療養介護サービス費(Ⅱ)

- (一) 利用定員が40人以下 690単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 655単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 608単位
- (四) 利用定員が81人以上 578単位

- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の185に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数
- ニ・ホ (略)

6 (略)

(新設)

第5 療養介護

1 療養介護サービス費（1日につき）

イ 療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費(Ⅰ)

- (一) 利用定員が40人以下 943単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 917単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 870単位
- (四) 利用定員が81人以上 833単位

(2) 療養介護サービス費(Ⅱ)

- (一) 利用定員が40人以下 686単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 651単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 605単位
- (四) 利用定員が81人以上 575単位

(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)	
(一) 利用定員が40人以下	<u>546単位</u>
(二) 利用定員が41人以上60人以下	<u>517単位</u>
(三) 利用定員が61人以上80人以下	<u>488単位</u>
(四) 利用定員が81人以上	<u>466単位</u>
(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)	
(一) 利用定員が40人以下	<u>437単位</u>
(二) 利用定員が41人以上60人以下	<u>401単位</u>
(三) 利用定員が61人以上80人以下	<u>374単位</u>
(四) 利用定員が81人以上	<u>354単位</u>
(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)	
(一) 利用定員が40人以下	<u>437単位</u>
(二) 利用定員が41人以上60人以下	<u>401単位</u>
(三) 利用定員が61人以上80人以下	<u>374単位</u>
(四) 利用定員が81人以上	<u>354単位</u>
ロ 経過的療養介護サービス費	
(1) 経過的療養介護サービス費(I)	
(一) 利用定員が40人以下	<u>886単位</u>
(二) 利用定員が41人以上60人以下	<u>886単位</u>
(三) 利用定員が61人以上80人以下	<u>857単位</u>
(四) 利用定員が81人以上	<u>823単位</u>

注 1～10 (略)

2～5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）

(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)	
(一) 利用定員が40人以下	<u>543単位</u>
(二) 利用定員が41人以上60人以下	<u>514単位</u>
(三) 利用定員が61人以上80人以下	<u>485単位</u>
(四) 利用定員が81人以上	<u>463単位</u>
(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)	
(一) 利用定員が40人以下	<u>435単位</u>
(二) 利用定員が41人以上60人以下	<u>399単位</u>
(三) 利用定員が61人以上80人以下	<u>372単位</u>
(四) 利用定員が81人以上	<u>352単位</u>
(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)	
(一) 利用定員が40人以下	<u>435単位</u>
(二) 利用定員が41人以上60人以下	<u>399単位</u>
(三) 利用定員が61人以上80人以下	<u>372単位</u>
(四) 利用定員が81人以上	<u>352単位</u>
ロ 経過的療養介護サービス費	
(1) 経過的療養介護サービス費(I)	
(一) 利用定員が40人以下	<u>881単位</u>
(二) 利用定員が41人以上60人以下	<u>881単位</u>
(三) 利用定員が61人以上80人以下	<u>852単位</u>
(四) 利用定員が81人以上	<u>819単位</u>

注 1～10 (略)

2～5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に

、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

7 (略)

8 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から5までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から5までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

第6 生活介護

1 生活介護サービス費（1日につき）

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が20人以下

（一）区分6	<u>1,291単位</u>
（二）区分5	<u>969単位</u>
（三）区分4	<u>687単位</u>
（四）区分3	<u>617単位</u>
（五）区分2以下	<u>564単位</u>

(2) 利用定員が21人以上40人以下

（一）区分6	<u>1,151単位</u>
（二）区分5	<u>859単位</u>
（三）区分4	<u>605単位</u>
（四）区分3	<u>544単位</u>
（五）区分2以下	<u>496単位</u>

掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

7 (略)

(新設)

第6 生活介護

1 生活介護サービス費（1日につき）

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が20人以下

（一）区分6	<u>1,283単位</u>
（二）区分5	<u>963単位</u>
（三）区分4	<u>683単位</u>
（四）区分3	<u>613単位</u>
（五）区分2以下	<u>561単位</u>

(2) 利用定員が21人以上40人以下

（一）区分6	<u>1,144単位</u>
（二）区分5	<u>854単位</u>
（三）区分4	<u>601単位</u>
（四）区分3	<u>541単位</u>
（五）区分2以下	<u>493単位</u>

(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 区分6	<u>1,111単位</u>
(二) 区分5	<u>824単位</u>
(三) 区分4	<u>573単位</u>
(四) 区分3	<u>507単位</u>
(五) 区分2以下	<u>464単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 区分6	<u>1,055単位</u>
(二) 区分5	<u>789単位</u>
(三) 区分4	<u>554単位</u>
(四) 区分3	<u>498単位</u>
(五) 区分2以下	<u>450単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 区分6	<u>1,038単位</u>
(二) 区分5	<u>773単位</u>
(三) 区分4	<u>540単位</u>
(四) 区分3	<u>483単位</u>
(五) 区分2以下	<u>433単位</u>
ロ 共生型生活介護サービス費	
(1) 共生型生活介護サービス費(I)	<u>698単位</u>
(2) 共生型生活介護サービス費(II)	<u>859単位</u>
ハ 基準該当生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(I)	<u>698単位</u>
(2) 基準該当生活介護サービス費(II)	<u>859単位</u>
ニ 経過的な生活介護サービス費 別に厚生労働大臣が定めるところにより児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表（第9において「障害児入所給付費単位数表」という。）の第1に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の94を乗じて得た単位数	
注1～3 （略）	

(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 区分6	<u>1,104単位</u>
(二) 区分5	<u>819単位</u>
(三) 区分4	<u>570単位</u>
(四) 区分3	<u>504単位</u>
(五) 区分2以下	<u>461単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 区分6	<u>1,049単位</u>
(二) 区分5	<u>784単位</u>
(三) 区分4	<u>551単位</u>
(四) 区分3	<u>495単位</u>
(五) 区分2以下	<u>447単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 区分6	<u>1,032単位</u>
(二) 区分5	<u>768単位</u>
(三) 区分4	<u>537単位</u>
(四) 区分3	<u>480単位</u>
(五) 区分2以下	<u>430単位</u>
ロ 共生型生活介護サービス費	
(1) 共生型生活介護サービス費(I)	<u>694単位</u>
(2) 共生型生活介護サービス費(II)	<u>854単位</u>
ハ 基準該当生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(I)	<u>694単位</u>
(2) 基準該当生活介護サービス費(II)	<u>854単位</u>
ニ 経過的な生活介護サービス費 別に厚生労働大臣が定めるところにより児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表（第9において「障害児入所給付費単位数表」という。）の第1に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の94を乗じて得た単位数	
注1～3 （略）	

4 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、注7に規定する指定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、平成33年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

5～9 (略)

2～13 (略)

13の2 就労移行支援体制加算

イ	利用定員が20人以下	42単位
ロ	利用定員が21人以上40人以下	18単位
ハ	利用定員が41人以上60人以下	10単位
ニ	利用定員が61人以上80人以下	7単位
ホ	利用定員が81人以上	6単位

注 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場

4 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、平成33年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

5～9 (略)

2～13 (略)

13の2 就労移行支援体制加算

イ	利用定員が20人以下	42単位
ロ	利用定員が21人以上40人以下	18単位
ハ	利用定員が41人以上60人以下	10単位
ニ	利用定員が61人以上80人以下	7単位
ホ	利用定員が81人以上	6単位

注 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、

合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ（略）

15（略）

16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の19に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の19に相当する単位数）

第7 短期入所

1 短期入所サービス費（1日につき）

イ 福祉型短期入所サービス費

(1) 福祉型短期入所サービス費(I)

(一) 区分6	<u>902単位</u>
(二) 区分5	<u>766単位</u>
(三) 区分4	<u>633単位</u>

当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ（略）

15（略）

（新設）

第7 短期入所

1 短期入所サービス費（1日につき）

イ 福祉型短期入所サービス費

(1) 福祉型短期入所サービス費(I)

(一) 区分6	<u>896単位</u>
(二) 区分5	<u>761単位</u>
(三) 区分4	<u>629単位</u>

(四) 区分3	<u>569単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>497単位</u>
(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分6	<u>588単位</u>
(二) 区分5	<u>515単位</u>
(三) 区分4	<u>310単位</u>
(四) 区分3	<u>234単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>168単位</u>
(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	<u>766単位</u>
(二) 区分2	<u>601単位</u>
(三) 区分1	<u>497単位</u>
(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	<u>515単位</u>
(二) 区分2	<u>272単位</u>
(三) 区分1	<u>168単位</u>
(5) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	
(一) 区分6	<u>1,103単位</u>
(二) 区分5	<u>968単位</u>
(三) 区分4	<u>834単位</u>
(四) 区分3	<u>771単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>699単位</u>
(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分6	<u>790単位</u>
(二) 区分5	<u>718単位</u>
(三) 区分4	<u>512単位</u>
(四) 区分3	<u>437単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>369単位</u>
(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	<u>968単位</u>
(二) 区分2	<u>803単位</u>

(四) 区分3	<u>565単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>494単位</u>
(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分6	<u>584単位</u>
(二) 区分5	<u>512単位</u>
(三) 区分4	<u>308単位</u>
(四) 区分3	<u>233単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>167単位</u>
(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	<u>761単位</u>
(二) 区分2	<u>597単位</u>
(三) 区分1	<u>494単位</u>
(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	<u>512単位</u>
(二) 区分2	<u>270単位</u>
(三) 区分1	<u>167単位</u>
(5) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	
(一) 区分6	<u>1,096単位</u>
(二) 区分5	<u>962単位</u>
(三) 区分4	<u>829単位</u>
(四) 区分3	<u>766単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>695単位</u>
(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分6	<u>785単位</u>
(二) 区分5	<u>713単位</u>
(三) 区分4	<u>509単位</u>
(四) 区分3	<u>434単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>367単位</u>
(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	<u>962単位</u>
(二) 区分2	<u>798単位</u>

(三) 区分1	<u>699単位</u>
(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	<u>718単位</u>
(二) 区分2	<u>474単位</u>
(三) 区分1	<u>369単位</u>
ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,907単位</u>
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,703単位</u>
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,690単位</u>
ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,785単位</u>
(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,571単位</u>
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,588単位</u>
(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	<u>2,027単位</u>
(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	<u>1,893単位</u>
(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	<u>1,217単位</u>
ニ 共生型短期入所サービス費	
(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	<u>766単位</u>
(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	<u>234単位</u>
(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	<u>964単位</u>
(4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	<u>435単位</u>
ホ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>766単位</u>
(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>234単位</u>
注1～17 (略)	
2～4 (略)	
5 医療連携体制加算	
イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	600単位
ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	300単位
ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	500単位
ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	100単位

(三) 区分1	<u>695単位</u>
(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	<u>713単位</u>
(二) 区分2	<u>471単位</u>
(三) 区分1	<u>367単位</u>
ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,889単位</u>
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,686単位</u>
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,679単位</u>
ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,768単位</u>
(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,555単位</u>
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,578単位</u>
(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	<u>2,014単位</u>
(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	<u>1,881単位</u>
(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	<u>1,209単位</u>
ニ 共生型短期入所サービス費	
(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	<u>761単位</u>
(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	<u>233単位</u>
(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	<u>958単位</u>
(4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	<u>432単位</u>
ホ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>761単位</u>
(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>233単位</u>
注1～17 (略)	
2～4 (略)	
5 医療連携体制加算	
イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	600単位
ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	300単位
ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	500単位
ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	100単位

ホ	医療連携体制加算(V)	39単位
へ	医療連携体制加算(VI)	1,000単位
ト	医療連携体制加算(VII)	500単位

注1～3 (略)

4 ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者又はイ、ロ、へ若しくはトの算定対象となる利用者については、算定しない。

5 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費、1のハの医療型特定短期入所サービス費若しくは1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設において指定短期入所等を行う場合の利用者（注6及び注7において「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。）については、算定しない。

6～8 (略)

6～12 (略)

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事

ホ	医療連携体制加算(V)	39単位
へ	医療連携体制加算(VI)	1,000単位
ト	医療連携体制加算(VII)	500単位

注1～3 (略)

4 ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者又はイ若しくはロの算定対象となる利用者については、算定しない。

5 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費、1のハの医療型特定短期入所サービス費若しくは1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設において指定短期入所等を行う場合の利用者（注6及び注7において「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。）については、算定しない。

6～8 (略)

6～12 (略)

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事

又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

14 （略）

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1 から12までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数（指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の39に相当する単位数、指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の18に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の20に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあっては1000分の14に相当する単位数）

又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

14 （略）

（新設）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1から12までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数、指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1から12までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1から12までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

(1) 所要時間1時間未満の場合 202単位

(2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 302単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに100単位を加算した単位数

(3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合 2,500単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに98単位を加算した単位数

ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） 949単位

ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） 1,000単位

注1～6 （略）

2～2の7 （略）

3 福祉・介護職員処遇改善加算

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

(1) 所要時間1時間未満の場合 201単位

(2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 301単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに100単位を加算した単位数

(3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合 2499単位に所要時間12時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに98単位を加算した単位数

ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） 946単位

ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） 997単位

注1～6 （略）

2～2の7 （略）

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4及び5において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

4 （略）

5 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者包括支援を行った場合に、1から2の7までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第9 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費（1日につき）

イ 利用定員が40人以下

(1) 区分6	<u>458単位</u>
(2) 区分5	<u>386単位</u>
(3) 区分4	<u>311単位</u>
(4) 区分3	<u>235単位</u>
(5) 区分2以下	<u>170単位</u>

ロ 利用定員が41人以上60人以下

(1) 区分6	<u>359単位</u>
(2) 区分5	<u>300単位</u>

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

4 （略）

（新設）

第9 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費（1日につき）

イ 利用定員が40人以下

(1) 区分6	<u>455単位</u>
(2) 区分5	<u>384単位</u>
(3) 区分4	<u>309単位</u>
(4) 区分3	<u>233単位</u>
(5) 区分2以下	<u>169単位</u>

ロ 利用定員が41人以上60人以下

(1) 区分6	<u>357単位</u>
(2) 区分5	<u>298単位</u>

(3) 区分 4	<u>238単位</u>
(4) 区分 3	<u>187単位</u>
(5) 区分 2 以下	<u>148単位</u>
ハ 利用定員が61人以上80人以下	
(1) 区分 6	<u>298単位</u>
(2) 区分 5	<u>250単位</u>
(3) 区分 4	<u>200単位</u>
(4) 区分 3	<u>164単位</u>
(5) 区分 2 以下	<u>134単位</u>
ニ 利用定員が81人以上	
(1) 区分 6	<u>272単位</u>
(2) 区分 5	<u>225単位</u>
(3) 区分 4	<u>180単位</u>
(4) 区分 3	<u>148単位</u>
(5) 区分 2 以下	<u>127単位</u>
ホ (略)	
注 1～5 (略)	
2～13 (略)	
14 福祉・介護職員処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ～ホ (略)	
15 (略)	

(3) 区分 4	<u>236単位</u>
(4) 区分 3	<u>186単位</u>
(5) 区分 2 以下	<u>147単位</u>
ハ 利用定員が61人以上80人以下	
(1) 区分 6	<u>296単位</u>
(2) 区分 5	<u>248単位</u>
(3) 区分 4	<u>199単位</u>
(4) 区分 3	<u>163単位</u>
(5) 区分 2 以下	<u>133単位</u>
ニ 利用定員が81人以上	
(1) 区分 6	<u>270単位</u>
(2) 区分 5	<u>224単位</u>
(3) 区分 4	<u>179単位</u>
(4) 区分 3	<u>147単位</u>
(5) 区分 2 以下	<u>126単位</u>
ホ (略)	
注 1～5 (略)	
2～13 (略)	
14 福祉・介護職員処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ～ホ (略)	
15 (略)	

16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(新設)
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1から13までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数を所定単位数に加算する。	
第10 自立訓練（機能訓練）	第10 自立訓練（機能訓練）
1 機能訓練サービス費（1日につき）	1 機能訓練サービス費（1日につき）
イ 機能訓練サービス費(I)	イ 機能訓練サービス費(I)
(1) 利用定員が20人以下 795単位	(1) 利用定員が20人以下 791単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下 710単位	(2) 利用定員が21人以上40人以下 707単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下 675単位	(3) 利用定員が41人以上60人以下 672単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下 647単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下 644単位
(5) 利用定員が81人以上 610単位	(5) 利用定員が81人以上 607単位
ロ 機能訓練サービス費(II)	ロ 機能訓練サービス費(II)
(1) 所要時間1時間未満の場合 249単位	(1) 所要時間1時間未満の場合 248単位
(2) 所要時間1時間以上の場合 571単位	(2) 所要時間1時間以上の場合 570単位
(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 734単位	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 732単位
ハ 共生型機能訓練サービス費 699単位	ハ 共生型機能訓練サービス費 696単位
ニ 基準該当機能訓練サービス費 699単位	ニ 基準該当機能訓練サービス費 696単位
注1～5 (略)	注1～5 (略)
1の2～8の2 (略)	1の2～8の2 (略)
8の3 就労移行支援体制加算	8の3 就労移行支援体制加算
イ 利用定員が20人以下 57単位	イ 利用定員が20人以下 57単位
ロ 利用定員が21人以上40人以下 25単位	ロ 利用定員が21人以上40人以下 25単位
ハ 利用定員が41人以上60人以下 14単位	ハ 利用定員が41人以上60人以下 14単位
ニ 利用定員が61人以上80人以下 10単位	ニ 利用定員が61人以上80人以下 10単位
ホ 利用定員が81人以上 7単位	ホ 利用定員が81人以上 7単位
注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定	注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後就労（第13の1の注1に規定

する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この注において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練(機能訓練)等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。)が、利用者に対し、指定自立訓練(機能訓練)等又は基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

10 (略)

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所が、利用者に対し、指定自立訓練(機能訓練)等又は基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合に、当該基準に掲げ

する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この注において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練(機能訓練)等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。)が、利用者に対し、指定自立訓練(機能訓練)等又は基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

10 (略)

(新設)

る区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の19に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の19に相当する単位数）

第11 自立訓練（生活訓練）

1 生活訓練サービス費（1日につき）

イ 生活訓練サービス費(I)

- (1) 利用定員が20人以下 747単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 667単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 634単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 609単位
- (5) 利用定員が81人以上 572単位

ロ 生活訓練サービス費(II)

- (1) 所要時間1時間未満の場合 249単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 571単位
- (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 734単位

ハ 生活訓練サービス費(III)

- (1) 利用期間が2年間以内の場合 270単位
- (2) 利用期間が2年間を超える場合 163単位

ニ 生活訓練サービス費(IV)

- (1) 利用期間が3年間以内の場合 270単位
- (2) 利用期間が3年間を超える場合 163単位

ホ 共生型生活訓練サービス費

664単位

ヘ 基準該当生活訓練サービス費

664単位

第11 自立訓練（生活訓練）

1 生活訓練サービス費（1日につき）

イ 生活訓練サービス費(I)

- (1) 利用定員が20人以下 744単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 664単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 631単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 606単位
- (5) 利用定員が81人以上 570単位

ロ 生活訓練サービス費(II)

- (1) 所要時間1時間未満の場合 248単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 570単位
- (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 732単位

ハ 生活訓練サービス費(III)

- (1) 利用期間が2年間以内の場合 268単位
- (2) 利用期間が2年間を超える場合 162単位

ニ 生活訓練サービス費(IV)

- (1) 利用期間が3年間以内の場合 268単位
- (2) 利用期間が3年間を超える場合 162単位

ホ 共生型生活訓練サービス費

661単位

ヘ 基準該当生活訓練サービス費

661単位

注 1～7 (略)

1の2～5の11 (略)

6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定宿泊型自立訓練の事業を行う者及び精神障害者退院支援施設を除く。)、共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第171条若しくは第171条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7～12の2 (略)

12の3 就労移行支援体制加算

- イ 利用定員が20人以下 54単位
- ロ 利用定員が21人以上40人以下 24単位
- ハ 利用定員が41人以上60人以下 13単位
- ニ 利用定員が61人以上80人以下 9単位
- ホ 利用定員が81人以上 7単位

注 指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓練(生活訓練)等を受けた後就労(第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この注において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練(生活訓練)等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 1～7 (略)

1の2～5の11 (略)

6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者、共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第171条若しくは第171条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7～12の2 (略)

12の3 就労移行支援体制加算

- イ 利用定員が20人以下 54単位
- ロ 利用定員が21人以上40人以下 24単位
- ハ 利用定員が41人以上60人以下 13単位
- ニ 利用定員が61人以上80人以下 9単位
- ホ 利用定員が81人以上 7単位

注 指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓練(生活訓練)等を受けた後就労(第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この注において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練(生活訓練)等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

14 （略）

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1 から12の3までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の19に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1 から12の3までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の19に相当する単

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

14 （略）

（新設）

位数)

第12 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,094単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 939単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 811単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 689単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 567単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 527単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合 502単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,004単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 845単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 717単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 630単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 515単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 466単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合 444単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

第12 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,089単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 935単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 807単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 686単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 564単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 524単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合 500単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 999単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 841単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 714単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 627単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 513単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 464単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合 442単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 973単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 821単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 685単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 595単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 506単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 445単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合 424単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下
 - (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 919単位
 - (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 780単位
 - (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 639単位
 - (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 543単位
 - (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 485単位
 - (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 416単位
 - (七) 就労定着者の割合が零の場合 396単位
- (5) 利用定員が81人以上
 - (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 887単位
 - (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 744単位
 - (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 600単位

- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 968単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 817単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 682単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 592単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 504単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 443単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合 422単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下
 - (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 915単位
 - (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 776単位
 - (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 636単位
 - (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 540単位
 - (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 483単位
 - (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 414単位
 - (七) 就労定着者の割合が零の場合 394単位
- (5) 利用定員が81人以上
 - (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 883単位
 - (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 740単位
 - (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 597単位

四 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>497単位</u>
五 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>468単位</u>
六 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>389単位</u>
七 就労定着者の割合が零の場合	<u>371単位</u>
ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>714単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>612単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>529単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>449単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>369単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>343単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>327単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>658単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>556単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>471単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>414単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>339単位</u>

四 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>495単位</u>
五 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>466単位</u>
六 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>387単位</u>
七 就労定着者の割合が零の場合	<u>369単位</u>
ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>710単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>609単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>526単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>447単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>367単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>341単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>325単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>655単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>553単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>469単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>412単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>337単位</u>

- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 306単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合 292単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下
 - (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 625単位
 - (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 529単位
 - (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 441単位
 - (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 383単位
 - (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 326単位
 - (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 287単位
 - (七) 就労定着者の割合が零の場合 272単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下
 - (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 618単位
 - (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 524単位
 - (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 430単位
 - (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 365単位
 - (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 326単位
 - (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 278単位
 - (七) 就労定着者の割合が零の場合 266単位
- (5) 利用定員が81人以上
 - (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 614単位

- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 304単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合 290単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下
 - (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 622単位
 - (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 526単位
 - (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 439単位
 - (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 381単位
 - (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 324単位
 - (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 285単位
 - (七) 就労定着者の割合が零の場合 271単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下
 - (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 615単位
 - (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 521単位
 - (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 428単位
 - (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 363単位
 - (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 324単位
 - (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 277単位
 - (七) 就労定着者の割合が零の場合 265単位
- (5) 利用定員が81人以上
 - (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 611単位

- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 515単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 416単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 344単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 324単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 269単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合 257単位

注1～7 (略)

2 (略)

3 削除

- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 512単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 414単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 342単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 322単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 268単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合 256単位

注1～7 (略)

2 (略)

3 就労定着支援体制加算

イ 就労を継続している又は継続していた期間（以下「就労継続期間」という。）が6月以上12月未満の者

- (1) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 15単位
- (2) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 24単位
- (3) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 36単位
- (4) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 51単位
- (5) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の45以上の場合 73単位

ロ 就労継続期間が12月以上24月未満の者

- (1) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 13単位
- (2) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 21単位

(3) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 31単位

(4) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 44単位

(5) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の45以上の場合 63単位

ハ 就労継続期間が24月以上36月未満の者

(1) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 11単位

(2) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 17単位

(3) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 26単位

(4) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 37単位

(5) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の45以上の場合 53単位

注 指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）、指定就労移行支援等のあった日の属する年度の前年度において、イからハまでに掲げる期間継続して就労している者又は就労していた者の数を当該指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等に係る利用定員で除した数が、それぞれの期間ごとの(1)から(5)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、平成30年9月30日までの間、1日につきイからハまでの所定単位数を加算する。ただし、第14の2の1の就労定着支援サービス費を算定している場合は、算定しない。

4～15の4 (略)

4～15の4 (略)

16 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17及び18において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

17 （略）

18 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から15の4までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の19に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から15の4までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の19に相当する単位数）

第13 就労継続支援A型

1 就労継続支援A型サービス費（1日につき）

16 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

17 （略）

（新設）

第13 就労継続支援A型

1 就労継続支援A型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援A型サービス費(1)

(1) 利用定員が20人以下

- (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 618単位
- (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合
606単位
- (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合
597単位
- (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合
589単位
- (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合
501単位
- (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合
412単位
- (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 324単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

- (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 549単位
- (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合
539単位
- (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合
531単位
- (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合
524単位
- (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合
445単位
- (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合
366単位
- (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 287単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

- (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 516単位
- (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合
506単位

イ 就労継続支援A型サービス費(1)

(1) 利用定員が20人以下

- (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 615単位
- (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合
603単位
- (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合
594単位
- (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合
586単位
- (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合
498単位
- (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合
410単位
- (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 322単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

- (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 546単位
- (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合
536単位
- (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合
528単位
- (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合
521単位
- (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合
443単位
- (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合
364単位
- (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 286単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

- (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 513単位
- (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合
503単位

- (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 499単位
- (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 492単位
- (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 417単位
- (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 343単位
- (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 269単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下
 - (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 506単位
 - (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 497単位
 - (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 490単位
 - (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 482単位
 - (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 410単位
 - (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 337単位
 - (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 264単位
- (5) 利用定員が81人以上
 - (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 490単位
 - (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 479単位
 - (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 472単位
 - (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 466単位
 - (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合

- (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 496単位
- (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 489単位
- (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 415単位
- (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 341単位
- (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 268単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下
 - (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 503単位
 - (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 494単位
 - (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 487単位
 - (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 480単位
 - (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 408単位
 - (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 335単位
 - (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 263単位
- (5) 利用定員が81人以上
 - (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 487単位
 - (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 477単位
 - (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 470単位
 - (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 464単位
 - (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合

	<u>395単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	
	<u>326単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>256単位</u>
ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>563単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>552単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>544単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>537単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>456単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>375単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>295単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>502単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>493単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>485単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>478単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>405単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>334単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>262単位</u>

	<u>393単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	
	<u>324単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>255単位</u>
ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>560単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>549単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>541単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>534単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>454単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>373単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>293単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>499単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>490単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>483単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>476単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>403単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>332単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>261単位</u>

(3) 利用定員が41人以上60人以下

- (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 466単位
- (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合
457単位
- (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合
450単位
- (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合
444単位
- (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合
377単位
- (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合
311単位
- (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 244単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下

- (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 456単位
- (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合
447単位
- (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合
441単位
- (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合
435単位
- (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合
369単位
- (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合
304単位
- (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 239単位

(5) 利用定員が81人以上

- (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 440単位
- (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合
432単位
- (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合

(3) 利用定員が41人以上60人以下

- (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 464単位
- (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合
455単位
- (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合
448単位
- (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合
442単位
- (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合
375単位
- (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合
309単位
- (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 243単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下

- (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 454単位
- (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合
445単位
- (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合
439単位
- (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合
433単位
- (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合
367単位
- (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合
302単位
- (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 238単位

(5) 利用定員が81人以上

- (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 438単位
- (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合
430単位
- (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合

- 426単位
- (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 420単位
- (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 356単位
- (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 294単位
- (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 230単位
- 注1 (略)

2 イについては、指定就労継続支援A型事業所（指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下「指定就労継続支援A型事業所等」という。）（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。）において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た1日の平均労働時間数（当該指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の前年度において、当該指定就労継続支援A型事業所等と雇用契約を締結していた利用者の当該指定就労継続支援A型事業所等における労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した当該指定就労継続支援A型事業所等における1日当たりの平均労働時間数をいう。注3及び注3の2において同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。）の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3 ロについては、指定就労継続支援A型事業所等（イ

- 424単位
- (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 418単位
- (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 354単位
- (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 292単位
- (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 229単位
- 注1 (略)

2 イについては、指定就労継続支援A型事業所（指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下「指定就労継続支援A型事業所等」という。）（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。）において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た1日の平均労働時間数（当該指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の前年度において、当該指定就労継続支援A型事業所と雇用契約を締結していた利用者の当該指定就労継続支援A型事業所における労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した当該指定就労継続支援A型事業所等における1日当たりの平均労働時間数をいう。注3及び注3の2において同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3 ロについては、指定就労継続支援A型事業所等（別

の就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等を除く。)において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た1日の平均労働時間数に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等(イの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等を除く。)の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3の2～6 (略)

2～14の3 (略)

15 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16及び17において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

16 (略)

17 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定

に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。)において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た1日の平均労働時間数に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3の2～6 (略)

2～14の3 (略)

15 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

16 (略)

(新設)

単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の4に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の4に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数)

第14 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費(1日につき)

イ 就労継続支援B型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 649単位

(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合
624単位

(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
612単位

(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
600単位

(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 589単位

(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 574単位

(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 565単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 575単位

(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合
555単位

(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
544単位

第14 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費(1日につき)

イ 就労継続支援B型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 645単位

(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合
621単位

(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
609単位

(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
597単位

(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 586単位

(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 571単位

(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 562単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 572単位

(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合
552単位

(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
541単位

四	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>534単位</u>
五	平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>524単位</u>
六	平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>511単位</u>
七	平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>503単位</u>
(3)	利用定員が41人以上60人以下	
一	平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>540単位</u>
二	平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>521単位</u>
三	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>511単位</u>
四	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>501単位</u>
五	平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>492単位</u>
六	平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>479単位</u>
七	平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>472単位</u>
(4)	利用定員が61人以上80人以下	
一	平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>530単位</u>
二	平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>511単位</u>
三	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>502単位</u>
四	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>492単位</u>
五	平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>483単位</u>
六	平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>471単位</u>
七	平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>463単位</u>
(5)	利用定員が81人以上	
一	平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>513単位</u>
二	平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>494単位</u>

四	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>531単位</u>
五	平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>521単位</u>
六	平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>508単位</u>
七	平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>500単位</u>
(3)	利用定員が41人以上60人以下	
一	平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>537単位</u>
二	平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>518単位</u>
三	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>508単位</u>
四	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>498単位</u>
五	平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>489単位</u>
六	平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>476単位</u>
七	平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>469単位</u>
(4)	利用定員が61人以上80人以下	
一	平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>527単位</u>
二	平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>508単位</u>
三	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>499単位</u>
四	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>489単位</u>
五	平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>480単位</u>
六	平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>468単位</u>
七	平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>460単位</u>
(5)	利用定員が81人以上	
一	平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>510単位</u>
二	平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>491単位</u>

(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>485単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>476単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>467単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>454単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>447単位</u>
ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>590単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>568単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>558単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>547単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>537単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>523単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>515単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>526単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>507単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>497単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>488単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>479単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>467単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>460単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	

(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>482単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>473単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>464単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>452単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>445単位</u>
ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>587単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>565単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>555単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>544単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>534単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>520単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>512単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>523単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>504単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>494単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>485単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>476単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>464単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>457単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	

- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 489単位
- (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 471単位
- (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 462単位
- (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 452単位
- (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 444単位
- (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 433単位
- (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 426単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下
 - (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 479単位
 - (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 461単位
 - (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 452単位
 - (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 443単位
 - (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 435単位
 - (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 424単位
 - (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 417単位
- (5) 利用定員が81人以上
 - (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 462単位
 - (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 444単位
 - (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 436単位
 - (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 428単位
 - (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 420単位
 - (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 409単位

- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 486単位
- (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 468単位
- (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 459単位
- (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 450単位
- (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 442単位
- (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 431単位
- (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 424単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下
 - (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 476単位
 - (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 458単位
 - (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 450単位
 - (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 441単位
 - (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 433単位
 - (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 422単位
 - (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 415単位
- (5) 利用定員が81人以上
 - (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 459単位
 - (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 442単位
 - (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 434単位
 - (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 426単位
 - (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 418単位
 - (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 407単位

(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 403単位
ハ 基準該当就労継続支援B型サービス費

次の算式により算定した数とイの(1)から(5)までに掲げる利用定員（基準該当就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に規定する授産施設（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）の利用定員をいう。）及び平均工賃月額（2の注に規定する指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った工賃（指定障害福祉サービス基準第201条第1項（指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。）、第205条第1項又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をいう。以下同じ。）の一月あたりの平均額として都道府県知事又は市町村長に届け出たものをいう。以下このハ並びに注2及び注3において同じ。）に応じ、それぞれイの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数（地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援B型事業所の場合にあっては、それぞれイの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）とのいずれか少ない単位数

算式

（（保護施設事務費（生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）第10条の規定により生活保護法第75条に規定する国庫負担金の交付の対象となる保護施設事務費をいい、当該サービスのあった月の属する年度の4月1日時点において示されている額とする。以下同じ。） $\div 22 \div 0.945 \div 1$

(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 401単位
ハ 基準該当就労継続支援B型サービス費

次の算式により算定した数とイの(1)から(5)までに掲げる利用定員（基準該当就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に規定する授産施設（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）の利用定員をいう。）及び平均工賃月額（指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った工賃（指定障害福祉サービス基準第201条第1項（指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。）又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をいう。以下同じ。）の一月あたりの平均額として都道府県知事又は市町村長に届け出たものをいう。以下このハ並びに注2及び注3において同じ。）に応じ、それぞれイの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数（地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援B型事業所の場合にあっては、それぞれイの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）とのいずれか少ない単位数

算式

（（保護施設事務費（生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）第10条の規定により生活保護法第75条に規定する国庫負担金の交付の対象となる保護施設事務費をいい、当該サービスのあった月の属する年度の4月1日時点において示されている額とする。以下同じ。） $\div 22 \div 0.945 \div 1$

0) +23) × 1.046

注 1・2 (略)

3 ロについては、注 2 に規定する以外の指定就労継続支援 B 型事業所若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注 2 に規定する以外の指定就労継続支援 B 型事業所若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4～7 (略)

2～16の 2 (略)

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18及び19において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援 B 型等又は基準該当就労継続支援 B 型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年 3 月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

18 (略)

19 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの

0) +23) × 1.046

注 1・2 (略)

3 ロについては、注 2 に規定する以外の指定就労継続支援 B 型事業所等若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注 2 に規定する以外の指定就労継続支援 B 型事業所若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4～7 (略)

2～16の 2 (略)

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援 B 型等又は基準該当就労継続支援 B 型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年 3 月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

18 (略)

(新設)

として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）

第14の2 就労定着支援

1 就労定着支援サービス費（1月につき）

イ 利用者数が20人以下

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 就労定着率が9割以上の場合 | 3,215単位 |
| (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 | 2,652単位 |
| (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 | 2,130単位 |
| (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 | 1,607単位 |
| (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 | 1,366単位 |
| (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 | 1,206単位 |
| (7) 就労定着率が1割未満の場合 | 1,045単位 |

ロ 利用者数が21人以上40人以下

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 就労定着率が9割以上の場合 | 2,572単位 |
| (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 | 2,122単位 |
| (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 | 1,704単位 |
| (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 | 1,286単位 |
| (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 | 1,093単位 |

第14の2 就労定着支援

1 就労定着支援サービス費（1月につき）

イ 利用者数が20人以下

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 就労定着率が9割以上の場合 | 3,200単位 |
| (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 | 2,640単位 |
| (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 | 2,120単位 |
| (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 | 1,600単位 |
| (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 | 1,360単位 |
| (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 | 1,200単位 |
| (7) 就労定着率が1割未満の場合 | 1,040単位 |

ロ 利用者数が21人以上40人以下

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 就労定着率が9割以上の場合 | 2,560単位 |
| (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 | 2,112単位 |
| (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 | 1,696単位 |
| (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 | 1,280単位 |
| (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 | 1,088単位 |

- (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 964単位
- (7) 就労定着率が1割未満の場合 836単位

ハ 利用者数が41人以上

- (1) 就労定着率が9割以上の場合 2,411単位
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 1,989単位
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 1,597単位
- (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 1,206単位
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 1,025単位
- (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 904単位
- (7) 就労定着率が1割未満の場合 784単位

注1～7 (略)

2～6 (略)

第14の3 自立生活援助

1 自立生活援助サービス費

イ 自立生活援助サービス費(I)

- (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,556単位
- (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,089単位

ロ 自立生活援助サービス費(II)

- (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,165単位
- (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 816単位

注1～8 (略)

9 指定自立生活援助事業者（指定障害福祉サービス基準第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）が、地域生活支援員による指定障害福祉サービス基準第206条の18に規定する支援（利用者の居宅を訪問することにより行うものをいう。）を、1月に2日以上行うことなく、指定自立生活援助を行った場合

- (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 960単位
- (7) 就労定着率が1割未満の場合 832単位

ハ 利用者数が41人以上

- (1) 就労定着率が9割以上の場合 2,400単位
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 1,980単位
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 1,590単位
- (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 1,200単位
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 1,020単位
- (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 900単位
- (7) 就労定着率が1割未満の場合 780単位

注1～7 (略)

2～6 (略)

第14の3 自立生活援助

1 自立生活援助サービス費

イ 自立生活援助サービス費(I)

- (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位
- (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位

ロ 自立生活援助サービス費(II)

- (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,158単位
- (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 811単位

注1～8 (略)

9 指定自立生活援助事業者（指定障害福祉サービス基準第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）が、地域支援員による指定障害福祉サービス基準第206条の18に規定する支援（利用者の居宅を訪問することにより行うものをいう。）を、1月に2日以上行うことなく、指定自立生活援助を行った場合は、

は、自立生活援助サービス費は、算定しない。

2～5 (略)

第15 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費 (1日につき)

イ 共同生活援助サービス費(I)

(1) 区分6	<u>666単位</u>
(2) 区分5	<u>551単位</u>
(3) 区分4	<u>470単位</u>
(4) 区分3	<u>384単位</u>
(5) 区分2	<u>294単位</u>
(6) 区分1以下	<u>244単位</u>

ロ 共同生活援助サービス費(II)

(1) 区分6	<u>615単位</u>
(2) 区分5	<u>499単位</u>
(3) 区分4	<u>420単位</u>
(4) 区分3	<u>333単位</u>
(5) 区分2	<u>244単位</u>
(6) 区分1以下	<u>199単位</u>

ハ 共同生活援助サービス費(III)

(1) 区分6	<u>582単位</u>
(2) 区分5	<u>466単位</u>
(3) 区分4	<u>386単位</u>
(4) 区分3	<u>300単位</u>
(5) 区分2	<u>210単位</u>
(6) 区分1以下	<u>171単位</u>

ニ 共同生活援助サービス費(IV)

(1) 区分6	<u>696単位</u>
(2) 区分5	<u>581単位</u>
(3) 区分4	<u>500単位</u>
(4) 区分3	<u>414単位</u>
(5) 区分2	<u>324単位</u>

自立生活援助サービス費は、算定しない。

2～5 (略)

第15 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費 (1日につき)

イ 共同生活援助サービス費(I)

(1) 区分6	<u>661単位</u>
(2) 区分5	<u>547単位</u>
(3) 区分4	<u>467単位</u>
(4) 区分3	<u>381単位</u>
(5) 区分2	<u>292単位</u>
(6) 区分1以下	<u>242単位</u>

ロ 共同生活援助サービス費(II)

(1) 区分6	<u>611単位</u>
(2) 区分5	<u>496単位</u>
(3) 区分4	<u>417単位</u>
(4) 区分3	<u>331単位</u>
(5) 区分2	<u>242単位</u>
(6) 区分1以下	<u>198単位</u>

ハ 共同生活援助サービス費(III)

(1) 区分6	<u>578単位</u>
(2) 区分5	<u>463単位</u>
(3) 区分4	<u>383単位</u>
(4) 区分3	<u>298単位</u>
(5) 区分2	<u>209単位</u>
(6) 区分1以下	<u>170単位</u>

ニ 共同生活援助サービス費(IV)

(1) 区分6	<u>691単位</u>
(2) 区分5	<u>577単位</u>
(3) 区分4	<u>497単位</u>
(4) 区分3	<u>411単位</u>
(5) 区分2	<u>322単位</u>

(6) 区分1以下	<u>274単位</u>
注1～4 (略)	
5 平成33年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、イからハまでにかかわらず、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき所定単位数を算定する。	
(1) 注2に規定する指定共同生活援助事業所の場合	
(一) 区分6	<u>443単位</u>
(二) 区分5	<u>397単位</u>
(三) 区分4	<u>363単位</u>
(2) 注3に規定する指定共同生活援助事業所の場合	
(一) 区分6	<u>392単位</u>
(二) 区分5	<u>345単位</u>
(三) 区分4	<u>313単位</u>
(3) 注4に規定する指定共同生活援助事業所の場合	
(一) 区分6	<u>358単位</u>
(二) 区分5	<u>312単位</u>
(三) 区分4	<u>280単位</u>
6～9 (略)	
1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(1日につき)	
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)	
(1) 区分6	<u>1,104単位</u>
(2) 区分5	<u>988単位</u>
(3) 区分4	<u>906単位</u>
(4) 区分3	<u>721単位</u>
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(II)	
(1) 区分6	<u>1,020単位</u>
(2) 区分5	<u>903単位</u>

(6) 区分1以下	<u>272単位</u>
注1～4 (略)	
5 平成33年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、イからハまでにかかわらず、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき所定単位数を算定する。	
(1) 注2に規定する指定共同生活援助事業所の場合	
(一) 区分6	<u>440単位</u>
(二) 区分5	<u>394単位</u>
(三) 区分4	<u>361単位</u>
(2) 注3に規定する指定共同生活援助事業所の場合	
(一) 区分6	<u>389単位</u>
(二) 区分5	<u>343単位</u>
(三) 区分4	<u>311単位</u>
(3) 注4に規定する指定共同生活援助事業所の場合	
(一) 区分6	<u>356単位</u>
(二) 区分5	<u>310単位</u>
(三) 区分4	<u>278単位</u>
6～9 (略)	
1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(1日につき)	
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)	
(1) 区分6	<u>1,098単位</u>
(2) 区分5	<u>982単位</u>
(3) 区分4	<u>901単位</u>
(4) 区分3	<u>717単位</u>
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(II)	
(1) 区分6	<u>1,014単位</u>
(2) 区分5	<u>898単位</u>

(3) 区分4	<u>821単位</u>
(4) 区分3	<u>637単位</u>
ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	
(1) 区分6	<u>968単位</u>
(2) 区分5	<u>851単位</u>
(3) 区分4	<u>769単位</u>
(4) 区分3	<u>585単位</u>
ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	
(1) 区分6	<u>1,134単位</u>
(2) 区分5	<u>1,018単位</u>
(3) 区分4	<u>936単位</u>
(4) 区分3	<u>751単位</u>

注1～4 (略)

5 日中を共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第21条の3に規定する共同生活住居をいう。以下この1の2において同じ。）以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定する。ただし、注7に規定する単位数を算定している場合は、算定しない。

(1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	
(一) 区分6	<u>909単位</u>
(二) 区分5	<u>792単位</u>
(三) 区分4	<u>711単位</u>
(四) 区分3	<u>624単位</u>
(五) 区分2	<u>459単位</u>
(六) 区分1以下	<u>399単位</u>
(2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	

(3) 区分4	<u>816単位</u>
(4) 区分3	<u>633単位</u>
ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	
(1) 区分6	<u>963単位</u>
(2) 区分5	<u>846単位</u>
(3) 区分4	<u>765単位</u>
(4) 区分3	<u>582単位</u>
ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	
(1) 区分6	<u>1,128単位</u>
(2) 区分5	<u>1,012単位</u>
(3) 区分4	<u>931単位</u>
(4) 区分3	<u>747単位</u>

注1～4 (略)

5 日中を共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第21条の3に規定する共同生活住居をいう。以下この1の2において同じ。）以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定する。ただし、注7に規定する単位数を算定している場合は、算定しない。

(1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	
(一) 区分6	<u>904単位</u>
(二) 区分5	<u>788単位</u>
(三) 区分4	<u>707単位</u>
(四) 区分3	<u>620単位</u>
(五) 区分2	<u>456単位</u>
(六) 区分1以下	<u>397単位</u>
(2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	

(一) 区分 6	<u>825単位</u>
(二) 区分 5	<u>708単位</u>
(三) 区分 4	<u>626単位</u>
(四) 区分 3	<u>539単位</u>
(五) 区分 2	<u>373単位</u>
(六) 区分 1 以下	<u>323単位</u>
(3) 注 4 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	
(一) 区分 6	<u>773単位</u>
(二) 区分 5	<u>656単位</u>
(三) 区分 4	<u>574単位</u>
(四) 区分 3	<u>488単位</u>
(五) 区分 2	<u>323単位</u>
(六) 区分 1 以下	<u>279単位</u>
6 平成33年 3 月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ 1 日につき次に掲げる単位数を算定する。	
(1) 注 2 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	
(一) 区分 6	<u>697単位</u>
(二) 区分 5	<u>650単位</u>
(三) 区分 4	<u>616単位</u>
(2) 注 3 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	
(一) 区分 6	<u>611単位</u>
(二) 区分 5	<u>565単位</u>
(三) 区分 4	<u>532単位</u>
(3) 注 4 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	

(一) 区分 6	<u>820単位</u>
(二) 区分 5	<u>704単位</u>
(三) 区分 4	<u>622単位</u>
(四) 区分 3	<u>536単位</u>
(五) 区分 2	<u>371単位</u>
(六) 区分 1 以下	<u>321単位</u>
(3) 注 4 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	
(一) 区分 6	<u>769単位</u>
(二) 区分 5	<u>652単位</u>
(三) 区分 4	<u>571単位</u>
(四) 区分 3	<u>485単位</u>
(五) 区分 2	<u>321単位</u>
(六) 区分 1 以下	<u>277単位</u>
6 平成33年 3 月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ 1 日につき次に掲げる単位数を算定する。	
(1) 注 2 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	
(一) 区分 6	<u>693単位</u>
(二) 区分 5	<u>646単位</u>
(三) 区分 4	<u>613単位</u>
(2) 注 3 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	
(一) 区分 6	<u>608単位</u>
(二) 区分 5	<u>562単位</u>
(三) 区分 4	<u>529単位</u>
(3) 注 4 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	

助事業所の場合

- (一) 区分 6 560単位
- (二) 区分 5 514単位
- (三) 区分 4 481単位

7 平成33年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき、次に掲げる単位数を算定する。

(1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

- (一) 区分 6 604単位
- (二) 区分 5 557単位
- (三) 区分 4 524単位

(2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

- (一) 区分 6 519単位
- (二) 区分 5 473単位
- (三) 区分 4 439単位

(3) 注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

- (一) 区分 6 468単位
- (二) 区分 5 421単位
- (三) 区分 4 388単位

8 (略)

9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービ

助事業所の場合

- (一) 区分 6 557単位
- (二) 区分 5 511単位
- (三) 区分 4 478単位

7 平成33年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき、次に掲げる単位数を算定する。

(1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

- (一) 区分 6 601単位
- (二) 区分 5 554単位
- (三) 区分 4 521単位

(2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

- (一) 区分 6 516単位
- (二) 区分 5 470単位
- (三) 区分 4 437単位

(3) 注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

- (一) 区分 6 465単位
- (二) 区分 5 419単位
- (三) 区分 4 386単位

8 (略)

9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービ

ス支援型指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

(1) 区分6	<u>939単位</u>
(2) 区分5	<u>823単位</u>
(3) 区分4	<u>741単位</u>
(4) 区分3	<u>654単位</u>
(5) 区分2	<u>489単位</u>
(6) 区分1以下	<u>429単位</u>

10～12 （略）

1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）

イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I)	<u>244単位</u>
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)	<u>199単位</u>
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III)	<u>171単位</u>
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV)	<u>114単位</u>
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)	<u>274単位</u>

注1～9 （略）

1の3 受託居宅介護サービス費

イ （略）	
ロ 所要時間15分以上30分未満の場合	<u>192単位</u>
ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合	<u>261単位</u> に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに86単位を加算した単位数
ニ 所要時間1時間30分以上の場合	<u>559単位</u> に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに36単位を加算した単位数
注 （略）	

1の4～8 （略）

9 福祉・介護職員処遇改善加算

ス支援型指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

(1) 区分6	<u>934単位</u>
(2) 区分5	<u>818単位</u>
(3) 区分4	<u>737単位</u>
(4) 区分3	<u>650単位</u>
(5) 区分2	<u>486単位</u>
(6) 区分1以下	<u>427単位</u>

10～12 （略）

1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）

イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I)	<u>242単位</u>
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)	<u>198単位</u>
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III)	<u>170単位</u>
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV)	<u>113単位</u>
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)	<u>272単位</u>

注1～9 （略）

1の3 受託居宅介護サービス費

イ （略）	
ロ 所要時間15分以上30分未満の場合	<u>191単位</u>
ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合	<u>260単位</u> に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに86単位を加算した単位数
ニ 所要時間1時間30分以上の場合	<u>557単位</u> に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに36単位を加算した単位数
注 （略）	

1の4～8 （略）

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8まで（1の2、1の2の2、1の3及び1の5の2を除く。ロの(1)、ハの(1)、10の(1)、11のイの(1)及び11のロの(1)において同じ。）により算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7まで（1の2の2、1の3、1の5及び1の7のイを除く。ロの(2)、ハの(2)、10の(2)、11のイの(2)及び11のロの(2)において同じ。）により算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8まで（1の5の2、1の6及び6の3を除く。ロの(3)、ハの(3)、10の(3)、11のイの(3)及び11のロの(3)において同じ。）により算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

ロ～ホ (略)

10 (略)

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8まで（1の2、1の2の2、1の3及び1の5の2を除く。ロの(1)、ハの(1)及び10の(1)において同じ。）により算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7まで（1の2の2、1の3、1の5及び1の7のイを除く。ロの(2)、ハの(2)及び10の(2)において同じ。）により算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8まで（1の5の2、1の6及び6の3を除く。ロの(3)、ハの(3)及び10の(3)において同じ。）により算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

ロ～ホ (略)

10 (略)

(新設)

職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

（厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）の第8の重度障害者等包括支援サービス費（以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。）の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であつて、障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百十三条の十二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助に限る。）を除く。）を利用するものとする。

二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。

イ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者（1）から（9）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（1）から（9）までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）の第8の重度障害者等包括支援サービス費（以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。）の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であつて、障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百十三条の十二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助に限る。）を除く。）を利用する者とする。

二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。

イ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者（1）から（9）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（1）から（9）までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数

- (1) 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数
- (一) (二)に掲げる者以外のもの 八六、〇〇〇単位
- (二) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当するもの（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 五八、六五〇単位
- (2) 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数
- (一) (二)に掲げる者以外のもの 六九、九八〇単位
- (二) 介護保険給付対象者 四二、六五〇単位
- (3) 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（(2)に掲げる者を除く。） 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数
- (一) (二)から(四)までに掲げる者以外のもの 次のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる単位数
- a 区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者 四八、二〇〇単位
- b 区分五（区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者 三三、八〇〇単位
- c 区分四（区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう

- (1) 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数
- (一) (二)に掲げる者以外のもの 八五、七五〇単位
- (二) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 五八、四八〇単位
- (2) 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数
- (一) (二)に掲げる者以外のもの 六九、八三〇単位
- (二) 介護保険給付対象者 四二、五六〇単位
- (3) 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（(2)に掲げる者を除く。） 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数
- (一) (二)から(四)までに掲げる者以外のもの 次のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる単位数
- a 区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者 四八、一一〇単位
- b 区分五（区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者 三三、七四〇単位
- c 区分四（区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう

- 。以下同じ。)に該当する者
- d 区分三(区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。)に該当する者 二一、五四〇単位
- (二) 介護保険給付対象者(三)及び(四)に掲げる者を除く。) 一六、〇五〇単位
- (三) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費(以下「生活介護サービス費等」という。)を算定される者(四)に掲げる者を除く。) 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二六、七七〇単位
- b 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一九、三九〇単位
- c 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの 一六、〇五〇単位
- d 区分四に該当する者 一五、一三〇単位
- e 区分三に該当する者 一一、七一〇単位
- (四) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費(以下「共同生活援助サービス費」という。)又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費(以下「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」という。)を算定される者(7)及び(8)に掲げる者を除く。) 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数
- a b及びcに掲げる者以外のもの 三、九七〇単位

- 。以下同じ。)に該当する者
- d 区分三(区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。)に該当する者 二一、五〇〇単位
- (二) 介護保険給付対象者(三)及び(四)に掲げる者を除く。) 一六、〇二〇単位
- (三) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費(以下「生活介護サービス費等」という。)を算定される者(四)に掲げる者を除く。) 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二六、七二〇単位
- b 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一九、三五〇単位
- c 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの 一六、〇二〇単位
- d 区分四に該当する者 一五、一〇〇単位
- e 区分三に該当する者 一一、六九〇単位
- (四) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費(以下「共同生活援助サービス費」という。)又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費(以下「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」という。)を算定される者(7)及び(8)に掲げる者を除く。) 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数
- a b及びcに掲げる者以外のもの 三、九六〇単位

	b	指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの(c に掲げる者を除く。) 次の i から iii までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ i から iii までに掲げる単位数	
	i	区分六に該当する者	一六、四〇〇単位
	ii	区分五に該当する者	一〇、三六〇単位
	iii	区分四に該当する者	八、〇七〇単位
	c	指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの	三、九七〇単位
(4)		行動援護に係る支給決定を受けた者(2)及び(3)に掲げる者を除く。) 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数	
	(一)	(二)及び(三)に掲げる者以外のもの 次の a から e までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から e までに掲げる単位数	
	a	区分六に該当する者	三四、五二〇単位
	b	区分五に該当する者	二六、五六〇単位
	c	区分四に該当する者	一九、九七〇単位
	d	区分三に該当する者	一四、八二〇単位
	e	障害児	一八、八六〇単位
	(二)	生活介護サービス費等を算定される者(三)に掲げる者を除く。) 次の a から e までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から e までに掲げる単位数	
	a	区分六に該当する者	二二、五四〇単位

	b	指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの(c に掲げる者を除く。) 次の i から iii までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ i から iii までに掲げる単位数	
	i	区分六に該当する者	一六、三七〇単位
	ii	区分五に該当する者	一〇、三四〇単位
	iii	区分四に該当する者	八、〇六〇単位
	c	指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの	三、九六〇単位
(4)		行動援護に係る支給決定を受けた者(2)及び(3)に掲げる者を除く。) 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数	
	(一)	(二)及び(三)に掲げる者以外のもの 次の a から e までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から e までに掲げる単位数	
	a	区分六に該当する者	三四、四四〇単位
	b	区分五に該当する者	二六、五〇〇単位
	c	区分四に該当する者	一九、九三〇単位
	d	区分三に該当する者	一四、七九〇単位
	e	障害児	一八、八二〇単位
	(二)	生活介護サービス費等を算定される者(三)に掲げる者を除く。) 次の a から e までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から e までに掲げる単位数	
	a	区分六に該当する者	二二、四九〇単位

b	区分五に該当する者	一八、七〇〇単位
c	区分四に該当する者	一四、七二〇単位
d	区分三に該当する者	一一、三一〇単位
e	障害児	一八、八六〇単位
(三)	共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者(7)及び(8)に掲げる者を除く。	二、四五〇単位
(5)	居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。	
(-)	次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数	
(一)	(二)及び(三)に掲げる者以外のもの 次のaからgまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる単位数	
a	区分六に該当する者	二七、三三〇単位
b	区分五に該当する者	一九、九一〇単位
c	区分四に該当する者	一三、五九〇単位
d	区分三に該当する者	八、七二〇単位
e	区分二(区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。)に該当する者	六、九〇〇単位
f	区分一(区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。)に該当する者	六、〇八〇単位
g	障害児	一一、五九〇単位
(二)	介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(三)に掲げる者を除く。 次のaからgまでに掲げる区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる単位数	
a	区分六に該当する者	二四、二〇〇単位
b	区分五に該当する者	一六、八二〇単位
c	区分四に該当する者	一〇、五〇〇単位
d	区分三に該当する者	五、五九〇単位

b	区分五に該当する者	一八、六六〇単位
c	区分四に該当する者	一四、六九〇単位
d	区分三に該当する者	一一、二九〇単位
e	障害児	一八、八二〇単位
(三)	共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者(7)及び(8)に掲げる者を除く。	二、四四〇単位
(5)	居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。	
(-)	次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数	
(一)	(二)及び(三)に掲げる者以外のもの 次のaからgまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる単位数	
a	区分六に該当する者	二七、二七〇単位
b	区分五に該当する者	一九、八七〇単位
c	区分四に該当する者	一三、五六〇単位
d	区分三に該当する者	八、七〇〇単位
e	区分二(区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。)に該当する者	六、八八〇単位
f	区分一(区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。)に該当する者	六、〇七〇単位
g	障害児	一一、五六〇単位
(二)	介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(三)に掲げる者を除く。 次のaからgまでに掲げる区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる単位数	
a	区分六に該当する者	二四、一五〇単位
b	区分五に該当する者	一六、七八〇単位
c	区分四に該当する者	一〇、四八〇単位
d	区分三に該当する者	五、五八〇単位

e	区分二に該当する者	三、八〇〇単位
f	区分一に該当する者	二、九四〇単位
g	障害児	九、四四〇単位
(三)	生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの	二一、三一〇単位
(6)	居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（②から④まで、⑦及び⑧に掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であつて、共同生活援助サービス費のイからニまでの共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費のイからニまで、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注5の①から③まで若しくは注9又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者	二、三二〇単位
(7)	居宅介護に係る支給決定を受けた者（②に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの 次（一）から（三）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（三）までに掲げる単位数	
(-)	介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次（a）から（c）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（a）から（c）までに掲げる単位数	一三、〇六〇単位
a	区分六に該当する者	九、四九〇単位
b	区分五に該当する者	七、四二〇単位
c	区分四に該当する者	七、四二〇単位
(二)	介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費	注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合

e	区分二に該当する者	三、七九〇単位
f	区分一に該当する者	二、九三〇単位
g	障害児	九、四二〇単位
(三)	生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの	二一、二六〇単位
(6)	居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（②から④まで、⑦及び⑧に掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であつて、共同生活援助サービス費のイからニまでの共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費のイからニまで、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注5の①から③まで若しくは注9又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者	二、三一〇単位
(7)	居宅介護に係る支給決定を受けた者（②に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの 次（一）から（三）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（三）までに掲げる単位数	
(-)	介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次（a）から（c）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（a）から（c）までに掲げる単位数	一三、〇三〇単位
a	区分六に該当する者	九、四七〇単位
b	区分五に該当する者	七、四〇〇単位
c	区分四に該当する者	七、四〇〇単位
(二)	介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費	注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合

<p>ロ、二 (略)</p> <p>(9) 同行援護に係る支給決定を受けた者(2)から(8)までに掲げられる者のうち次の(一)及び(二)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数</p> <p>(一) (二)に掲げる者以外のもの 一二、七六〇単位</p> <p>(二) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者(7)及び(8)に掲げる者を除く。 三、五〇〇単位</p>	<p>にあるもの 三、三七〇単位</p> <p>(三) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの(一)に掲げる者を除く。 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数</p> <p>a 区分六に該当する者 一一、五三〇単位</p> <p>b 区分五に該当する者 七、九五〇単位</p> <p>c 区分四に該当する者 五、八三〇単位</p> <p>(8) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。(一)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数</p> <p>(一) 区分六に該当する者 九、二〇〇単位</p> <p>(二) 区分五に該当する者 五、六三〇単位</p> <p>(三) 区分四に該当する者 三、五六〇単位</p>	<p>にあるもの 三、三六〇単位</p> <p>(三) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数</p> <p>a 区分六に該当する者 一一、五〇〇単位</p> <p>b 区分五に該当する者 七、九三〇単位</p> <p>c 区分四に該当する者 五、八二〇単位</p> <p>(8) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。(一)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数</p> <p>(一) 区分六に該当する者 九、一八〇単位</p> <p>(二) 区分五に該当する者 五、六二〇単位</p> <p>(三) 区分四に該当する者 三、五五〇単位</p>
<p>ロ、二 (略)</p> <p>(9) 同行援護に係る支給決定を受けた者(2)から(8)までに掲げられる者のうち次の(一)及び(二)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数</p> <p>(一) (二)に掲げる者以外のもの 一二、七三〇単位</p> <p>(二) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者(7)及び(8)に掲げる者を除く。 三、四九〇単位</p>	<p>にあるもの 三、三六〇単位</p> <p>(三) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数</p> <p>a 区分六に該当する者 一一、五〇〇単位</p> <p>b 区分五に該当する者 七、九三〇単位</p> <p>c 区分四に該当する者 五、八二〇単位</p> <p>(8) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。(一)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数</p> <p>(一) 区分六に該当する者 九、一八〇単位</p> <p>(二) 区分五に該当する者 五、六二〇単位</p> <p>(三) 区分四に該当する者 三、五五〇単位</p>	<p>にあるもの 三、三六〇単位</p> <p>(三) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数</p> <p>a 区分六に該当する者 一一、五〇〇単位</p> <p>b 区分五に該当する者 七、九三〇単位</p> <p>c 区分四に該当する者 五、八二〇単位</p> <p>(8) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。(一)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数</p> <p>(一) 区分六に該当する者 九、一八〇単位</p> <p>(二) 区分五に該当する者 五、六二〇単位</p> <p>(三) 区分四に該当する者 三、五五〇単位</p>

(厚生労働大臣が定める基準の一部改正)

第三条 厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号)の一部を次の表の
ように改正する。

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>二 介護給付費等単位数表第1の5の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該指定居宅介護事業所等(介護給付費等単位数表第1の1の注9の2に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。)において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。)に届け出ていること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>ロ ホ (略)</p> <p>三 介護給付費等単位数表第1の6の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 福祉・介護職員等の賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 介護給付費等単位数表第1の5の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該指定居宅介護事業所等(介護給付費等単位数表第1の1の注9の2に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。)において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。)に届け出ていること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>ロ ホ (略)</p> <p>三 介護給付費等単位数表第1の6の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 福祉・介護職員等の賃金(退職手当を除く。)に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p>

ロくへ (略)

三の二 介護給付費等単位数表第1の7の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材(福祉・介護職員又は心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。)その他の職員(以下「障害福祉人材等」という。)の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの(以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。)のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(二) 当該指定居宅介護事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると

ロくへ (略)
(新設)

認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。

(三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。

）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

(四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。

）の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 当該指定居宅介護事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 居宅介護サービス費における特定事業所加算(I)から(IV)まで

のいずれかを算定していること。

(6) 居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算

(1)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに

実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)

及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも

適合すること。

四〇七 (略)

七の二 介護給付費等単位数表第2の8の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円以上となること。

ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(二) 当該指定重度訪問介護事業所等(介護給付費等単位数表第2の1の注10に規定する指定重度訪問介護事業所等をい

四〇七

(新設)

(略)

う。以下同じ。)における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の二倍以上となること。

(三) 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。

)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

(四) 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。

)の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 当該指定重度訪問介護事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

<p>(4) 当該指定重度訪問介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p>	<p>(5) サービス費における特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。</p>	<p>(6) 重度訪問介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。</p>	<p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p>	<p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p>	<p>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>八〇十一 (略)</p>	<p>十一の二 介護給付費等単位数表第3の7の注の厚生労働大臣が定める基準</p>	<p>第三号の二の規定を準用する。</p>	<p>十二〇十五 (略)</p>	<p>十五の二 介護給付費等単位数表第4の7の注の厚生労働大臣が定める基準</p>	<p>第三号の二の規定を準用する。</p>	<p>十六・十七 (略)</p>	<p>十七の二 介護給付費等単位数表第5の8の注の厚生労働大臣が定める基準</p>	<p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、</p>	<p>八〇十一 (略) (新設)</p>	<p>十二〇十五 (略) (新設)</p>	<p>十六・十七 (略) (新設)</p>
--	--	--	---	---	---	-----------------	---	-----------------------	------------------	---	-----------------------	------------------	---	---	--------------------------	---------------------------	---------------------------

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(二) 当該指定療養介護事業所（介護給付費等单位数表第5の1の注1に規定する指定重度訪問介護事業所等をいう。以下同じ。）における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の平均の二倍以上となること。

(三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

(四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）

- （）の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 当該指定療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定療養介護事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 療養介護サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。
- (6) 療養介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。
- (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
- イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 十八・十九 (略)
- 十九の二 介護給付費等単位数表第6の16の注の厚生労働大臣が定める基準

十八・十九
(新設)
(略)

第十七号の二の規定を準用する。

二十・二十一 (略)

二十一の二 介護給付費等単位数表第7の15の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(二) 当該指定短期入所事業所等(介護給付費等単位数表第7の2の注に規定する指定短期入所事業所等をいう。以下同じ。)又は基準該当短期入所事業所(介護給付費等単位数表第7の1の注14に規定する基準該当短期入所事業所をいう。以下同じ。)における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。

(三) 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平

二十・二十一 (略)
(新設)

- 均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。
- (四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 次に掲げる要件のいずれかに適合すること。
- (一) 当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）（単

独型事業所を除く。)であつて、生活訓練サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(二) 当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。)(単独型事業所を除く。)、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四第一項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。)(単独型事業所を除く。)(又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。)(単独型事業所を除く。))であつて、共同生活援助サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(三) 当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、(一)及び(二)に掲げる事業所以外の事業所であること。

(6) 短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)(及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

二十二〜二十四 (略)

二十四の二 介護給付費等単位数表第8の5の注の厚生労働大臣が

二十二〜二十四 (略)
(新設)

定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(1) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が月額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(2) 当該指定重度障害者等包括支援事業所（介護給付費等単位数表第8の1の注1に規定する指定重度障害者等包括支援短期入所をいう。以下同じ。）における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。

(3) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（研修等により専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を

上回らない場合はその限りではないこと。

(4) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

ロ 当該指定重度障害者等包括支援事業所において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ることに。

ニ 当該指定重度障害者等包括支援事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

ヘ 平成二十年十月からロの届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。

ト への処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

二十五・二十六（略）
二十六の二 介護給付費等単位数表第9の16の注の厚生労働大臣が定める基準

第二十四号の二の規定を準用する。

二十七・二十八（略）

二十五・二十六（略）
（新設）

二十七・二十八（略）

二十八の二 介護給付費等単位数表第10の11の注の厚生労働大臣が定める基準	(新設)
第十七号の二の規定を準用する。	
二十九～三十一 (略)	二十九～三十一 (略)
三十一の二 介護給付費等単位数表第11の15の注の厚生労働大臣が定める基準	(新設)
第十七号の二の規定を準用する。	
三十二～三十四 (略)	三十二～三十四 (略)
三十四の二 介護給付費等単位数表第12の18の注の厚生労働大臣が定める基準	(新設)
第十七号の二の規定を準用する。	
三十五～三十七 (略)	三十五～三十七 (略)
三十七の二 介護給付費等単位数表第13の17の注の厚生労働大臣が定める基準	(新設)
第十七号の二の規定を準用する。	
三十八・三十九 (略)	三十八・三十九 (略)
三十九の二 介護給付費等単位数表第14の19の注の厚生労働大臣が定める基準	(新設)
第十七号の二の規定を準用する。	
四十～四十二 (略)	四十～四十二 (略)
四十二の二 介護給付費等単位数表第15の11の注の厚生労働大臣が定める基準	(新設)
第十七号の二の規定を準用する。	

(厚生労働大臣が定める者の一部改正)

第四条 厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号)の一部を次の表のよ
うに改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 介護給付費等単位数表第6の7の2の注2の厚生労働大臣が定める者</p> <p>強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>十三 介護給付費等単位数表第7の3の注2の厚生労働大臣が定める者</p> <p>強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>十四 介護給付費等単位数表第9の3の注4の厚生労働大臣が定める者</p> <p>強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p>	<p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 介護給付費等単位数表第6の7の2の注2の厚生労働大臣が定める者</p> <p>強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>十三 介護給付費等単位数表第7の3の注2の厚生労働大臣が定める者</p> <p>強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>十四 介護給付費等単位数表第9の3の注4の厚生労働大臣が定める者</p> <p>強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(平成三十年三月三十一日平成三十一年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成二十七年厚生労働省告示第百五十三号)による改正前の介護給付費等単位数表第9の3の口の重度障害者支援加算(Ⅱ)の算定を受けている指定障害者支援施設において、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の受講を予定している者にあつては当該研修を修了しているものとみなす。)</p>

(厚生労働大臣が定める施設基準の一部改正)

第五条 厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一・二 (略)</p> <p>二の二 指定短期入所の施設基準</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 介護給付費等単位数表第7の1のハの医療型特定短期入所サービス費Ⅱ又は医療型特定短期入所サービス費Ⅲを算定すべき指定短期入所事業所の施設基準</p> <p>次の(1)又は(2)に掲げるものいずれかに該当する指定短期入所事業所であること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院</p> <p>ニ (略)</p> <p>二の三 (略)</p> <p>三 指定施設入所支援等の施設基準</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 介護給付費等単位数表第9の3の重度障害者支援加算のロの重度障害者支援加算Ⅱを算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準</p> <p>次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>二の二 指定短期入所の施設基準</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 介護給付費等単位数表第7の1のハの医療型特定短期入所サービス費Ⅱ又は医療型特定短期入所サービス費Ⅲを算定すべき指定短期入所事業所の施設基準</p> <p>次の(1)又は(2)に掲げるものいずれかに該当する指定短期入所事業所であること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設</p> <p>ニ (略)</p> <p>二の三 (略)</p> <p>三 指定施設入所支援等の施設基準</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 介護給付費等単位数表第9の3の重度障害者支援加算のロの重度障害者支援加算Ⅱを算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準</p> <p>次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)居宅介護従業者基準別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間</p>

二 介護給付費等単位数表第9の3の注4の加算を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準
指定障害者支援施設基準第四条又は附則第三条に規定する人員配置（介護給付費等単位数表第6の2の人員配置体制加算を算定している場合にあつては当該加算の要件となる人員配置を含む。）に加え、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。

ホ・ヘ（略）
三の二～六（略）
七 指定共同生活援助の施設基準

は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成二十七年厚生労働省告示第百五十三号）による改正前の介護給付費等単位数表第9の3の口の重度障害者支援加算(Ⅱ)の算定を受けている指定障害者支援施設等において、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

二 介護給付費等単位数表第9の3の注4の加算を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準
指定障害者支援施設基準第四条又は附則第三条に規定する人員配置（介護給付費等単位数表第6の2の人員配置体制加算を算定している場合にあつては当該加算の要件となる人員配置を含む。以下この二において「人員配置」という。）に加え、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件による改正前の介護給付費等単位数表第9の3の口の重度障害者支援加算(Ⅱ)の算定を受けている指定障害者支援施設等において、人員配置に加え、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

ホ・ヘ（略）
三の二～六（略）
七 指定共同生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第208条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準
次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定共同生活援助事業所であること。

- (1) (略)
- (2) 指定共同生活援助事業所のサービスマニエール管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は第二号研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）附則第四条に規定する第二号研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シートを作成すること。

- (3) 指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）又は第三号研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条に規定する第三号研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が百分の二十以上であること。

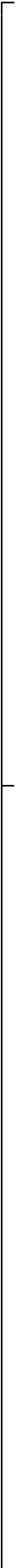
ロ
二
七の二〇九（略）

イ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第208条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準
次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定共同生活援助事業所であること。

- (1) (略)
- (2) 指定共同生活援助事業所のサービスマニエール管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は第二号研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）附則第四条に規定する第二号研修をいう。以下この号及び第七号の二において同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シートを作成すること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は第二号研修の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

- (3) 指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）又は第三号研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条に規定する第三号研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この(3)において「研修修了者」という。）の割合が百分の二十以上であること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、生活支援員のうち、研修修了者の割合が百分の十以上、かつ、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）又は第三号研修の受講を予定している者の割合が百分の十以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。

ロ
二
七の二〇九（略）



(児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第六条 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 利用定員が30人以下の場合 <u>1,085単位</u></p> <p>(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 <u>1,004単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 <u>929単位</u></p> <p>(4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 <u>858単位</u></p> <p>(5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 <u>829単位</u></p> <p>(6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 <u>803単位</u></p> <p>(7) 利用定員が81人以上の場合 <u>777単位</u></p> <p>ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(1) 利用定員が20人以下の場合 <u>1,383単位</u></p> <p>(2) 利用定員が21人以上30人以下の場合 <u>1,190単位</u></p> <p>(3) 利用定員が31人以上40人以下の場合 <u>1,074単位</u></p> <p>(4) 利用定員が41人以上の場合 <u>974単位</u></p> <p>ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(1) 利用定員が15人以下の場合 <u>1,330単位</u></p> <p>(2) 利用定員が16人以上20人以下の場合 <u>1,039単位</u></p> <p>(3) 利用定員が21人以上の場合 <u>923単位</u></p> <p>ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）</p>	<p>別表 障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 利用定員が30人以下の場合 <u>1,081単位</u></p> <p>(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 <u>1,000単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 <u>925単位</u></p> <p>(4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 <u>855単位</u></p> <p>(5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 <u>826単位</u></p> <p>(6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 <u>800単位</u></p> <p>(7) 利用定員が81人以上の場合 <u>774単位</u></p> <p>ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(1) 利用定員が20人以下の場合 <u>1,377単位</u></p> <p>(2) 利用定員が21人以上30人以下の場合 <u>1,185単位</u></p> <p>(3) 利用定員が31人以上40人以下の場合 <u>1,070単位</u></p> <p>(4) 利用定員が41人以上の場合 <u>970単位</u></p> <p>ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(1) 利用定員が15人以下の場合 <u>1,325単位</u></p> <p>(2) 利用定員が16人以上20人以下の場合 <u>1,035単位</u></p> <p>(3) 利用定員が21人以上の場合 <u>919単位</u></p> <p>ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）</p>

）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）

(1) 主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）

）に対し指定児童発達支援を行う場合

(-) 利用定員が10人以下の場合 830単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 559単位

(三) 利用定員が21人以上の場合 435単位

(2) (1)以外の場合

(-) 利用定員が10人以下の場合 706単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 467単位

(三) 利用定員が21人以上の場合 361単位

ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 利用定員が5人の場合 2,096単位

(2) 利用定員が6人の場合 1,755単位

(3) 利用定員が7人の場合 1,509単位

(4) 利用定員が8人の場合 1,325単位

(5) 利用定員が9人の場合 1,183単位

(6) 利用定員が10人の場合 1,068単位

(7) 利用定員が11人以上の場合 836単位

へ 共生型児童発達支援給付費 562単位

ト 基準該当児童発達支援給付費

(1) 基準該当児童発達支援給付費(I) 667単位

(2) 基準該当児童発達支援給付費(II) 562単位

注1～2の4（略）

3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)～(3) （略）

）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）

(1) 主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）

）に対し指定児童発達支援を行う場合

(-) 利用定員が10人以下の場合 827単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 557単位

(三) 利用定員が21人以上の場合 433単位

(2) (1)以外の場合

(-) 利用定員が10人以下の場合 703単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 465単位

(三) 利用定員が21人以上の場合 360単位

ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 利用定員が5人の場合 2,088単位

(2) 利用定員が6人の場合 1,748単位

(3) 利用定員が7人の場合 1,503単位

(4) 利用定員が8人の場合 1,320単位

(5) 利用定員が9人の場合 1,178単位

(6) 利用定員が10人の場合 1,064単位

(7) 利用定員が11人以上の場合 833単位

へ 共生型児童発達支援給付費 560単位

ト 基準該当児童発達支援給付費

(1) 基準該当児童発達支援給付費(I) 664単位

(2) 基準該当児童発達支援給付費(II) 560単位

注1～2の4（略）

3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、(3)については、平成31年3月31日までの間は、算定しない。

(1)～(3) （略）

4～11 (略)

2～12の3 (略)

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

ニ・ホ (略)

14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合にあっては、1から12の3までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

4～11 (略)

2～12の3 (略)

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12の2までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の2までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から12の2までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

ニ・ホ (略)

14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合にあっては、1から12の2までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数

第2 医療型児童発達支援

1 医療型児童発達支援給付費（1日につき）

イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 388単位

ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 500単位

ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 337単位

ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 449単位

注1～4 （略）

2～9の3 （略）

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研

（新設）

第2 医療型児童発達支援

1 医療型児童発達支援給付費（1日につき）

イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 386単位

ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 498単位

ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 335単位

ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 447単位

注1～4 （略）

2～9の3 （略）

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研

究センターが行う場合を除く。11及び12において同じ。)が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ニ・ホ (略)

11 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合にあつては、1から9の3までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、10の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しな

究センターが行う場合を除く。11において同じ。)が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から9の2までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から9の2までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から9の2までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ニ・ホ (略)

11 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合にあつては、1から9の2までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を加算する。ただし、10の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

(新設)

い。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1の1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 660単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 443単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 333単位

(2) 区分1の2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 649単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 433単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 326単位

(3) 区分2の1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 612単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 407単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 306単位

(4) 区分2の2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 599単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 398単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 299単位

ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 792単位

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1の1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 656単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 440単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 331単位

(2) 区分1の2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 645単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 431単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 324単位

(3) 区分2の1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 609単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 405単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 304単位

(4) 区分2の2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 596単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 396単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 297単位

ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 787単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>532単位</u>
(三) 利用定員が21人以上の場合	<u>412単位</u>
(2) 区分2	
(一) 利用定員が10人以下の場合	<u>730単位</u>
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>486単位</u>
(三) 利用定員が21人以上の場合	<u>376単位</u>
ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 授業の終了後に行う場合	
(一) 利用定員が5人の場合	<u>1,754単位</u>
(二) 利用定員が6人の場合	<u>1,466単位</u>
(三) 利用定員が7人の場合	<u>1,262単位</u>
(四) 利用定員が8人の場合	<u>1,107単位</u>
(五) 利用定員が9人の場合	<u>988単位</u>
(六) 利用定員が10人の場合	<u>892単位</u>
(七) 利用定員が11人以上の場合	<u>685単位</u>
(2) 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が5人の場合	<u>2,036単位</u>
(二) 利用定員が6人の場合	<u>1,704単位</u>
(三) 利用定員が7人の場合	<u>1,465単位</u>
(四) 利用定員が8人の場合	<u>1,287単位</u>
(五) 利用定員が9人の場合	<u>1,149単位</u>
(六) 利用定員が10人の場合	<u>1,038単位</u>
(七) 利用定員が11人以上の場合	<u>809単位</u>
ニ 共生型放課後等デイサービス給付費	
(1) 授業の終了後に行う場合	<u>429単位</u>
(2) 休業日に行う場合	<u>554単位</u>
ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	
(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(1)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>533単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>658単位</u>

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>529単位</u>
(三) 利用定員が21人以上の場合	<u>410単位</u>
(2) 区分2	
(一) 利用定員が10人以下の場合	<u>726単位</u>
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>483単位</u>
(三) 利用定員が21人以上の場合	<u>374単位</u>
ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 授業の終了後に行う場合	
(一) 利用定員が5人の場合	<u>1,744単位</u>
(二) 利用定員が6人の場合	<u>1,458単位</u>
(三) 利用定員が7人の場合	<u>1,255単位</u>
(四) 利用定員が8人の場合	<u>1,101単位</u>
(五) 利用定員が9人の場合	<u>982単位</u>
(六) 利用定員が10人の場合	<u>887単位</u>
(七) 利用定員が11人以上の場合	<u>681単位</u>
(2) 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が5人の場合	<u>2,024単位</u>
(二) 利用定員が6人の場合	<u>1,694単位</u>
(三) 利用定員が7人の場合	<u>1,457単位</u>
(四) 利用定員が8人の場合	<u>1,280単位</u>
(五) 利用定員が9人の場合	<u>1,142単位</u>
(六) 利用定員が10人の場合	<u>1,032単位</u>
(七) 利用定員が11人以上の場合	<u>804単位</u>
ニ 共生型放課後等デイサービス給付費	
(1) 授業の終了後に行う場合	<u>427単位</u>
(2) 休業日に行う場合	<u>551単位</u>
ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	
(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(1)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>530単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>654単位</u>

(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)

- (一) 授業の終了後に行う場合 429単位
(二) 休業日に行う場合 554単位

注 1～4 (略)

5 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)～(3) (略)

6～11 (略)

2～10の3 (略)

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12及び13において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)

- (一) 授業の終了後に行う場合 427単位
(二) 休業日に行う場合 551単位

注 1～4 (略)

5 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、(3)については、平成31年3月31日までの間は、算定しない。

(1)～(3) (略)

6～11 (略)

2～10の3 (略)

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から10の2までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から10の2までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から10の2までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

ニ・ホ (略)

12 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合にあつては、1から10の3までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

13 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の7に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数

第4 居宅訪問型児童発達支援

1 居宅訪問型児童発達支援給付費 (1日につき) 991単位

注1～5 (略)

2・3 (略)

4 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所(国、独立行

ニ・ホ (略)

12 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合にあつては、1から10の2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算する。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

(新設)

第4 居宅訪問型児童発達支援

1 居宅訪問型児童発達支援給付費 (1日につき) 988単位

注1～5 (略)

2・3 (略)

4 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所(国、独立行

政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5及び6において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ（略）

5 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合にあっては、1から3までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、4の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は、算定しない。

6 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、1から3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第5 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 991単位

注1～4（略）

1の2～2（略）

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ（略）

5 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合にあっては、1から3までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算する。ただし、4の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は、算定しない。

。（新設）

第5 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 988単位

注1～4（略）

1の2～2（略）

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4及び5において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から2までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から2までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から2までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数

ニ・ホ （略）

4 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、1から2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、3の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

5 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1及び2により算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1及び2により算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1及び2により算定した単位数の1000分の32に相当する単位数

ニ・ホ （略）

4 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、1及び2により算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算する。ただし、3の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

(新設)

は、1 から 2 までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数を所定単位数に加算する。

（児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第七条 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 障害児入所給付費単位数表</p> <p>第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）</p> <p>イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>897単位</u></p> <p>(2) 入所定員が10人の場合</p> <p>（一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>784単位</u></p> <p>（二）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,617単位</u></p> <p>（三）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>897単位</u></p> <p>(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合</p> <p>（一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>623単位</u></p> <p>（二）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,039単位</u></p> <p>（三）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>822単位</u></p> <p>(4) 入所定員が21人以上30人以下の場合 <u>784単位</u></p> <p>(5) 入所定員が31人以上40人以下の場合 <u>655単位</u></p> <p>(6) 入所定員が41人以上50人以下の場合 <u>585単位</u></p> <p>(7) 入所定員が51人以上60人以下の場合 <u>562単位</u></p>	<p>別表 障害児入所給付費単位数表</p> <p>第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）</p> <p>イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>891単位</u></p> <p>(2) 入所定員が10人の場合</p> <p>（一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>779単位</u></p> <p>（二）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,606単位</u></p> <p>（三）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>891単位</u></p> <p>(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合</p> <p>（一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>619単位</u></p> <p>（二）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,032単位</u></p> <p>（三）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>817単位</u></p> <p>(4) 入所定員が21人以上30人以下の場合 <u>779単位</u></p> <p>(5) 入所定員が31人以上40人以下の場合 <u>651単位</u></p> <p>(6) 入所定員が41人以上50人以下の場合 <u>581単位</u></p> <p>(7) 入所定員が51人以上60人以下の場合 <u>558単位</u></p>

(8) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>541単位</u>	(8) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>537単位</u>
(9) 入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>519単位</u>	(9) 入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>516単位</u>
(10) 入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>501単位</u>	(10) 入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>498単位</u>
(11) 入所定員が91人以上100人以下の場合	<u>480単位</u>	(11) 入所定員が91人以上100人以下の場合	<u>477単位</u>
(12) 入所定員が101人以上110人以下の場合	<u>477単位</u>	(12) 入所定員が101人以上110人以下の場合	<u>474単位</u>
(13) 入所定員が111人以上120人以下の場合	<u>475単位</u>	(13) 入所定員が111人以上120人以下の場合	<u>472単位</u>
(14) 入所定員が121人以上130人以下の場合	<u>472単位</u>	(14) 入所定員が121人以上130人以下の場合	<u>469単位</u>
(15) 入所定員が131人以上140人以下の場合	<u>469単位</u>	(15) 入所定員が131人以上140人以下の場合	<u>466単位</u>
(16) 入所定員が141人以上150人以下の場合	<u>466単位</u>	(16) 入所定員が141人以上150人以下の場合	<u>463単位</u>
(17) 入所定員が151人以上160人以下の場合	<u>462単位</u>	(17) 入所定員が151人以上160人以下の場合	<u>459単位</u>
(18) 入所定員が161人以上170人以下の場合	<u>458単位</u>	(18) 入所定員が161人以上170人以下の場合	<u>455単位</u>
(19) 入所定員が171人以上180人以下の場合	<u>454単位</u>	(19) 入所定員が171人以上180人以下の場合	<u>451単位</u>
(20) 入所定員が181人以上190人以下の場合	<u>450単位</u>	(20) 入所定員が181人以上190人以下の場合	<u>447単位</u>
(21) 入所定員が191人以上の場合	<u>447単位</u>	(21) 入所定員が191人以上の場合	<u>444単位</u>
ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	<u>792単位</u>	(1) 入所定員が30人以下の場合	<u>787単位</u>
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	<u>723単位</u>	(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	<u>718単位</u>
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>687単位</u>	(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>682単位</u>
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>656単位</u>	(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>652単位</u>
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>626単位</u>	(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>622単位</u>
(6) 入所定員が71人以上の場合	<u>596単位</u>	(6) 入所定員が71人以上の場合	<u>592単位</u>
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合		(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,054単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,047単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>835単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>830単位</u>
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合		(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 766単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 835単位
- (3) 入所定員が10人の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 766単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,608単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 835単位
- (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 586単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,150単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 761単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 544単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 965単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 761単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 487単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 864単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 761単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 830単位
- (3) 入所定員が10人の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 761単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,597単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 830単位
- (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 582単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,142単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 756単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 540単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 959単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 756単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 484単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 858単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき

	<u>736単位</u>
(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>458単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>736単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>736単位</u>
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)	
	<u>648単位</u>
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	<u>603単位</u>
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>529単位</u>
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>510単位</u>
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>492単位</u>
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>473単位</u>
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>456単位</u>
(15) 入所定員が91人以上の場合	<u>438単位</u>
ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,054単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>831単位</u>
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>785単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>831単位</u>

	<u>731単位</u>
(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>455単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>731単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>731単位</u>
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)	
	<u>644単位</u>
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	<u>599単位</u>
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>526単位</u>
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>507単位</u>
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>489単位</u>
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>470単位</u>
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>453単位</u>
(15) 入所定員が91人以上の場合	<u>435単位</u>
ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,047単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>826単位</u>
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>780単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>826単位</u>

- (3) 入所定員が10人の場合
- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 785単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,597単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 831単位
- (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 587単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,141単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 757単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 547単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 963単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 757単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 484単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 816単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 732単位
- (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合
- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 461単位

- (3) 入所定員が10人の場合
- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 780単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,587単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 826単位
- (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 583単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,134単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 752単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 543単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 957単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 752単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 481単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 811単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 727単位
- (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合
- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 458単位

(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき
732単位

(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
732単位

(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)

645単位

(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合 600単位

(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合 526単位

(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合 507単位

(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合 490単位

(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合 471単位

(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合 454単位

(15) 入所定員が91人以上の場合 437単位

ホ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合

(1) 入所定員が50人以下の場合 752単位

(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 738単位

(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 723単位

(4) 入所定員が71人以上の場合 707単位

注1～13 （略）

2～9 （略）

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11及び12において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲

(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき
727単位

(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
727単位

(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)

641単位

(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合 596単位

(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合 523単位

(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合 504単位

(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合 487単位

(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合 468単位

(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合 451単位

(15) 入所定員が91人以上の場合 434単位

ホ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合

(1) 入所定員が50人以下の場合 747単位

(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 733単位

(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 718単位

(4) 入所定員が71人以上の場合 702単位

注1～13 （略）

2～9 （略）

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区

げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

11 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合にあっては、1から9までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、10の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から9までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から9までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

イ 指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

11 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合にあっては、1から9までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数を加算する。ただし、10の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

（新設）

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

イ 指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

	<u>351単位</u>
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
	<u>174単位</u>
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
	<u>913単位</u>
ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>419単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>383単位</u>
(三) 91日目以降180日目まで	<u>351単位</u>
(四) 181日目以降	<u>318単位</u>
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>205単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>189単位</u>
(三) 91日目以降180日目まで	<u>174単位</u>
(四) 181日目以降	<u>159単位</u>
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>1,100単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>1,002単位</u>
(三) 91日目以降180日目まで	<u>913単位</u>
(四) 181日目以降	<u>824単位</u>
ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
	<u>126単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
	<u>889単位</u>
ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>152単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>138単位</u>

	<u>349単位</u>
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
	<u>173単位</u>
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
	<u>909単位</u>
ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>417単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>381単位</u>
(三) 91日目以降180日目まで	<u>349単位</u>
(四) 181日目以降	<u>317単位</u>
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>204単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>188単位</u>
(三) 91日目以降180日目まで	<u>173単位</u>
(四) 181日目以降	<u>158単位</u>
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>1,095単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>997単位</u>
(三) 91日目以降180日目まで	<u>909単位</u>
(四) 181日目以降	<u>820単位</u>
ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
	<u>125単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
	<u>885単位</u>
ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>151単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>137単位</u>

(三) 91日目以降180日目まで	<u>126単位</u>
(四) 181日目以降	<u>114単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>1,076単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>978単位</u>
(三) 91日目以降180日目まで	<u>889単位</u>
(四) 181日目以降	<u>800単位</u>

注 1～8 (略)

2～5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7及び8において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

7 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合にあつては、1から5までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、6の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

8 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

(三) 91日目以降180日目まで	<u>125単位</u>
(四) 181日目以降	<u>113単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>1,071単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>973単位</u>
(三) 91日目以降180日目まで	<u>885単位</u>
(四) 181日目以降	<u>796単位</u>

注 1～8 (略)

2～5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

7 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合にあつては、1から5までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を加算する。ただし、6の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第八条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 地域相談支援給付費単位数表</p> <p>第1 地域移行支援</p> <p>1 地域移行支援サービス費</p> <p>イ 地域移行支援サービス費(I) <u>3,059単位</u></p> <p>ロ 地域移行支援サービス費(II) <u>2,347単位</u></p> <p>注1～3 (略)</p> <p>1の2～5 (略)</p> <p>第2 地域定着支援</p> <p>地域定着支援サービス費</p> <p>イ 体制確保費 <u>305単位</u></p> <p>ロ 緊急時支援費</p> <p>(1) 緊急時支援費(I) <u>711単位</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>注1～4 (略)</p>	<p>別表 地域相談支援給付費単位数表</p> <p>第1 地域移行支援</p> <p>1 地域移行支援サービス費</p> <p>イ 地域移行支援サービス費(I) <u>3,044単位</u></p> <p>ロ 地域移行支援サービス費(II) <u>2,336単位</u></p> <p>注1～3 (略)</p> <p>1の2～5 (略)</p> <p>第2 地域定着支援</p> <p>地域定着支援サービス費</p> <p>イ 体制確保費 <u>304単位</u></p> <p>ロ 緊急時支援費</p> <p>(1) 緊急時支援費(I) <u>709単位</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>注1～4 (略)</p>

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第九条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表</p> <p>計画相談支援給付費単位数表</p> <p>1 計画相談支援費</p> <p>イ サービス利用支援費</p> <p>(1) サービス利用支援費(I) <u>1,462単位</u></p> <p>(2) サービス利用支援費(II) <u>731単位</u></p> <p>ロ 継続サービス利用支援費</p> <p>(1) 継続サービス利用支援費(I) <u>1,211単位</u></p> <p>(2) 継続サービス利用支援費(II) <u>605単位</u></p> <p>注1～5 (略)</p> <p>6 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分（以下「要介護状態区分」という。）が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(I)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する。</p> <p>(1) サービス利用支援費(I) <u>553単位</u></p> <p>(2) 継続サービス利用支援費(I) <u>604単位</u></p> <p>7 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(II)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算</p>	<p>別表</p> <p>計画相談支援給付費単位数表</p> <p>1 計画相談支援費</p> <p>イ サービス利用支援費</p> <p>(1) サービス利用支援費(I) <u>1,458単位</u></p> <p>(2) サービス利用支援費(II) <u>729単位</u></p> <p>ロ 継続サービス利用支援費</p> <p>(1) 継続サービス利用支援費(I) <u>1,207単位</u></p> <p>(2) 継続サービス利用支援費(II) <u>603単位</u></p> <p>注1～5 (略)</p> <p>6 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分（以下「要介護状態区分」という。）が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(I)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する。</p> <p>(1) サービス利用支援費(I) <u>552単位</u></p> <p>(2) 継続サービス利用支援費(I) <u>602単位</u></p> <p>7 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(II)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算</p>

<p>する。</p> <p>(1) サービス利用支援費(I) <u>856単位</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 継続サービス利用支援費(I) <u>907単位</u></p> <p>(4) 継続サービス利用支援費(II) <u>301単位</u></p> <p>8・9 (略)</p> <p>2～15 (略)</p>	<p>する。</p> <p>(1) サービス利用支援費(I) <u>854単位</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 継続サービス利用支援費(I) <u>904単位</u></p> <p>(4) 継続サービス利用支援費(II) <u>300単位</u></p> <p>8・9 (略)</p> <p>2～15 (略)</p>
--	--

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第十条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四
年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 障害児相談支援給付費単位数表</p> <p>1 障害児相談支援費</p> <p>イ 障害児支援利用援助費</p> <p>(1) 障害児支援利用援助費(I) <u>1,625単位</u></p> <p>(2) 障害児支援利用援助費(II) <u>814単位</u></p> <p>ロ 継続障害児支援利用援助費</p> <p>(1) 継続障害児支援利用援助費(I) <u>1,322単位</u></p> <p>(2) 継続障害児支援利用援助費(II) <u>661単位</u></p> <p>注1～5 (略)</p> <p>2～14 (略)</p>	<p>別表 障害児相談支援給付費単位数表</p> <p>1 障害児相談支援費</p> <p>イ 障害児支援利用援助費</p> <p>(1) 障害児支援利用援助費(I) <u>1,620単位</u></p> <p>(2) 障害児支援利用援助費(II) <u>811単位</u></p> <p>ロ 継続障害児支援利用援助費</p> <p>(1) 継続障害児支援利用援助費(I) <u>1,318単位</u></p> <p>(2) 継続障害児支援利用援助費(II) <u>659単位</u></p> <p>注1～5 (略)</p> <p>2～14 (略)</p>

(厚生労働大臣が定める施設基準の一部改正)

第十一条 厚生労働大臣が定める施設基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇十三の二 (略)</p> <p>十四 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7の厚生労働大臣が定める施設基準 次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。</p> <p>二〇へ (略)</p> <p>十五〇二十 (略)</p>	<p>一〇十三の二 (略)</p> <p>十四 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7の厚生労働大臣が定める施設基準 次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成二十七年厚生労働省告示第百六十九号)による改正前の入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7の強度行動障害児特別支援加算の算定を受けている指定福祉型障害児入所施設において、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。</p> <p>二〇へ (略)</p> <p>十五〇二十 (略)</p>

(厚生労働大臣が定める児童等の一部改正)

第十二条 厚生労働大臣が定める児童等（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一〇一の五 (略)</p> <p>二 通所給付費等単位数表第1の13の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所等(指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所等)をいう。以下同じ。)、共生型児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所をいう。) 又は基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。) において(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。)に届け出ていること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ ホ (略)</p> <p>三 通所給付費等単位数表第1の14の注の厚生労働大臣が定める基</p>	<p>一〇一の五 (略)</p> <p>二 通所給付費等単位数表第1の13の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所等(指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所等)をいう。以下同じ。)、共生型児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所をいう。) 又は基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。) において(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。)に届け出ていること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ ホ (略)</p> <p>三 通所給付費等単位数表第1の14の注の厚生労働大臣が定める基</p>

準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 福祉・介護職員等の賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ〜へ (略)

三の二 通所給付費等单位数表第1の15の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材(福祉・介護職員又は心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。)、その他の職員(以下「障害福祉人材等」という。)(賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの(以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。)のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額である

準

(新設)

イ 賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ〜へ (略)

(新設)

ことその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(二) 当該指定児童発達支援事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。

(三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

(四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 当該指定児童発達支援事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直

<p>すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p>	<p>(4) 当該指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p>	<p>(5) 児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。</p>	<p>(6) 児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。</p>	<p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p>	<p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p>	<p>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>四〇六 (略) 六の二 通所給付費等単位数表第2の12の注の厚生労働大臣が定める基準</p>	<p>七〇八の二 (略) 第三号の二の規定を準用する。</p>	<p>八の三 通所給付費等単位数表第3の7の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス 第一号の五の規定を準用する。</p>	<p>九・十 (略) 十の二 通所給付費等単位数表第3の13の注の厚生労働大臣が定める基準</p>	<p>第三号の二の規定を準用する。 十の三・十の四 (略)</p>
							<p>四〇六 (略) (新設)</p>	<p>七〇八の二 (略) 八の三 通所給付費等単位数表第3の7の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援</p>	<p>第一号の五の規定を準用する。</p>	<p>九・十 (略) (新設)</p>	<p>十の二・十の三 (略)</p>

十の五 通所給付費等単位数表第4の6の注の厚生労働大臣が定める基準

(新設)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(1) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(2) 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所（通所給付費等単位数表第4の1の注1に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。

(3) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（研修等により専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉

人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

(4) 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

ロ 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ることに。

ニ 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。

ヘ 平成二十年十月から口の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。

ト への処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

十一・十二 (略)

十二の二 通所給付費等单位数表第5の5の注の厚生労働大臣が定める基準

十一・十二 (略)
(新設)

十二の二 (略)

第十号の五の規定を準用する。	十三〽十六 (略)
十二の三 (略)	(新設)
十三〽十六 (略)	
十六の二 入所給付費単位数表第1の12の注の厚生労働大臣が定める基準	十六の二 (略)
第三号の二の規定を準用する。	十七・十八 (略)
十六の三 (略)	(新設)
十七・十八 (略)	
十九 入所給付費単位数表第2の8の注の厚生労働大臣が定める基準	
第三号の二の規定を準用する。	